

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(二七七)

中央更生保護委員会委員長 証券取引委員会委員 運輸審議会委員 侍従長		
地方行政調査委員会議委員 中央更生保護委員会委員 文化財保護委員会委員		四七、〇〇〇円
皇太后宮大夫 東宮大夫 式部官長		三九、〇〇〇円

別表第二

官 職 名	俸 給 月 額
-------	---------

大使	三号俸 二号俸 一号俸	六四、〇〇〇円 六〇、〇〇〇円 五七、〇〇〇円
公使	三号俸 二号俸 一号俸	六〇、〇〇〇円 五七、〇〇〇円 五三、〇〇〇円

別表第三

官 職 名	俸 給 月 額	
秘書官	八号俸 七号俸 六号俸 五号俸 四号俸 三号俸	三二、〇〇〇円 二九、〇〇〇円 二六、〇〇〇円 二三、五〇〇円 二一、〇〇〇円 一八、五〇〇円

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(二七七)



特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（二七七）

一九〇

二号俸  
一号俸

一六、〇〇〇円  
一三、五〇〇円

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十六年十月一日から適用する。
- 2 秘書官が昭和二十六年十月一日以後この法律施行の際までの期間内の日において受けていた俸給月額の手俸は、改正前の特別職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の適用により当該期間内の日においてその者が受けていた改正前の法の別表に定める俸給月額の手俸に対応する改正後の特別職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）別表第三に定める俸給月額の手俸とする。
- 3 前項に規定する期間内において改正前の法第三条第二項の規定に基き協議して定められた秘書官が受ける俸給月額の手俸は、改正後の法第三条第三項の規定に基き協議して定められたものとみなす。
- 4 この法律施行前に改正前の法の規定に基き職員に支給された附則第二項に規定する期間に係る給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

（昭和二十六年十一月三十日）  
法律第二百七十八号

一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。  
第一条第一項を次のように改める。

この法律は、別に法律で定めるものを除き、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条に規定する一般職に属する職員（以下「職員」という。）の給与及び勤務時間に関する事項を定めることを目的とする。

第六条第二項第二号中「船員級別俸給表（別表第四）」を「船員級別俸給表（別表第四）」に改め、同条に次の一項を加える。

- 5 企業官庁職員級別俸給表は、左の各号に掲げる職員（守衛、給仕、小使及び雑役に従事する者並びに人事院規則で指定する者を除く。）に適用する。
  - 一 造幣庁の工場に勤務する職員
  - 二 印刷庁の工場に勤務する職員
  - 三 営林局に附属する工場又は営林署に勤務する職員
  - 四 通商産業局のアルコール製造工場に勤務する職員
  - 五 地方貯金局、地方簡易保険局又は郵便局に勤務する職員

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（二七八）

一九一



一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(二七八)

一九二

六 地方電気通信局建設部若しくは地方電気通信部の建設工事を所管する課、地方電気通信管理  
所、地方電気通信取扱局又は電気通信省施設局資材部出張所に勤務する職員

第八条第四項中「三百円」を「四百円」に、「六百円」を「千円」に改め、同条第六項中「一般職の職員の  
給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第二百九十九号)附則別表第一」を「一般職  
の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第二百七十八号)附則別表第二」  
に改める。

第十二条第三項中「別に法律で定める。」を「別表第六に掲げるところによる。」に改め、同項の次に  
次の一項を加える。

4 特定の地域に所在する官署に勤務する職員の勤務地手当の算出の基礎となる第二項各号の支給地  
域の区分については、当該地域に近接する地域における生計費の重要な要素となつてゐる物資に関  
する事情及び当該官署の位置等を勘案して前項の規定によることが著しく不適當であると認められ  
るときは、同項の規定にかかわらず、予算の範囲内で、人事院規則で特例を設けることができる。  
第二十二条第一項中「千八百五十円」を「二千二百円」に改める。

第二十三条を次のように改める。

(休職者の給与)

第二十三条 職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり国家公務員法第七十九条第一号に掲げる事由に  
該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり国家公務員法第七十九条第一号に掲げる事由に該当して休職にされた  
ときは、その休職の期間が満二年に達するまでは、これに俸給、扶養手当及び勤務地手当のそれぞ  
れ百分の八十を支給することができる。

3 職員が前二項以外の心身の故障により国家公務員法第七十九条第一号に掲げる事由に該当して休  
職にされたときは、その休職の期間が満一年に達するまでは、これに俸給、扶養手当及び勤務地手  
当のそれぞれ百分の八十を支給することができる。

4 職員が国家公務員法第七十九条第二号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の  
期間中、これに俸給、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の六十以内を支給することができ  
る。

5 職員が国家公務員法第七十九条に基く人事院規則で定める場合の一に該当して休職にされたとき  
は、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の七十以内を支給す  
ることができる。

附則に次の一項を加える。

6 国家公務員法第八十条第四項の規定の適用については、この法律は、同項に規定する給与準則と  
みなす。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一 一般俸給表

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(二七八)

一九三



一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律(二七八)

一九四

職務の級	俸給									
	一 号俸	二 号俸	三 号俸	四 号俸	五 号俸	六 号俸	七 号俸	八 号俸	九 号俸	十 号俸
一級	三,六〇〇	三,七〇〇	三,八〇〇	三,九〇〇	四,〇〇〇	四,一〇〇	四,二〇〇	四,三〇〇	四,四〇〇	四,五〇〇
二級	三,二〇〇	三,三〇〇	三,四〇〇	三,五〇〇	三,六〇〇	三,七〇〇	三,八〇〇	三,九〇〇	四,〇〇〇	四,一〇〇
三級	二,八〇〇	二,九〇〇	三,〇〇〇	三,一〇〇	三,二〇〇	三,三〇〇	三,四〇〇	三,五〇〇	三,六〇〇	三,七〇〇
四級	二,四〇〇	二,五〇〇	二,六〇〇	二,七〇〇	二,八〇〇	二,九〇〇	三,〇〇〇	三,一〇〇	三,二〇〇	三,三〇〇
五級	二,〇〇〇	二,一〇〇	二,二〇〇	二,三〇〇	二,四〇〇	二,五〇〇	二,六〇〇	二,七〇〇	二,八〇〇	二,九〇〇
六級	一,六〇〇	一,七〇〇	一,八〇〇	一,九〇〇	二,〇〇〇	二,一〇〇	二,二〇〇	二,三〇〇	二,四〇〇	二,五〇〇
七級	一,二〇〇	一,三〇〇	一,四〇〇	一,五〇〇	一,六〇〇	一,七〇〇	一,八〇〇	一,九〇〇	二,〇〇〇	二,一〇〇
八級	九,二五〇	九,六〇〇	九,九五〇	一〇,三〇〇	一〇,六五〇	一〇,一〇〇	一〇,四五〇	一〇,八〇〇	一一,一五〇	一一,五〇〇
九級	一,一〇〇	一,二〇〇	一,三〇〇	一,四〇〇	一,五〇〇	一,六〇〇	一,七〇〇	一,八〇〇	一,九〇〇	二,〇〇〇
十級	一,〇〇〇	一,一〇〇	一,二〇〇	一,三〇〇	一,四〇〇	一,五〇〇	一,六〇〇	一,七〇〇	一,八〇〇	一,九〇〇
十一級	一,〇〇〇	一,一〇〇	一,二〇〇	一,三〇〇	一,四〇〇	一,五〇〇	一,六〇〇	一,七〇〇	一,八〇〇	一,九〇〇
十二級	一,〇〇〇	一,一〇〇	一,二〇〇	一,三〇〇	一,四〇〇	一,五〇〇	一,六〇〇	一,七〇〇	一,八〇〇	一,九〇〇
十三級	一,〇〇〇	一,一〇〇	一,二〇〇	一,三〇〇	一,四〇〇	一,五〇〇	一,六〇〇	一,七〇〇	一,八〇〇	一,九〇〇
十四級	一,〇〇〇	一,一〇〇	一,二〇〇	一,三〇〇	一,四〇〇	一,五〇〇	一,六〇〇	一,七〇〇	一,八〇〇	一,九〇〇
十五級	一,〇〇〇	一,一〇〇	一,二〇〇	一,三〇〇	一,四〇〇	一,五〇〇	一,六〇〇	一,七〇〇	一,八〇〇	一,九〇〇

別表第二

税務職員及び経済調査官級別俸給表

職務の級	俸給													
	一 号俸	二 号俸	三 号俸	四 号俸	五 号俸	六 号俸	七 号俸	八 号俸	九 号俸	十 号俸	十一 号俸	十二 号俸	十三 号俸	十四 号俸
一級	四,一〇〇	四,二〇〇	四,三〇〇	四,四〇〇	四,五〇〇	四,六〇〇	四,七〇〇	四,八〇〇	四,九〇〇	五,〇〇〇	五,一〇〇	五,二〇〇	五,三〇〇	五,四〇〇
二級	三,七〇〇	三,八〇〇	三,九〇〇	四,〇〇〇	四,一〇〇	四,二〇〇	四,三〇〇	四,四〇〇	四,五〇〇	四,六〇〇	四,七〇〇	四,八〇〇	四,九〇〇	五,〇〇〇
三級	三,三〇〇	三,四〇〇	三,五〇〇	三,六〇〇	三,七〇〇	三,八〇〇	三,九〇〇	四,〇〇〇	四,一〇〇	四,二〇〇	四,三〇〇	四,四〇〇	四,五〇〇	四,六〇〇
四級	二,九〇〇	三,〇〇〇	三,一〇〇	三,二〇〇	三,三〇〇	三,四〇〇	三,五〇〇	三,六〇〇	三,七〇〇	三,八〇〇	三,九〇〇	四,〇〇〇	四,一〇〇	四,二〇〇
五級	二,五〇〇	二,六〇〇	二,七〇〇	二,八〇〇	二,九〇〇	三,〇〇〇	三,一〇〇	三,二〇〇	三,三〇〇	三,四〇〇	三,五〇〇	三,六〇〇	三,七〇〇	三,八〇〇
六級	二,一〇〇	二,二〇〇	二,三〇〇	二,四〇〇	二,五〇〇	二,六〇〇	二,七〇〇	二,八〇〇	二,九〇〇	三,〇〇〇	三,一〇〇	三,二〇〇	三,三〇〇	三,四〇〇
七級	一,七〇〇	一,八〇〇	一,九〇〇	二,〇〇〇	二,一〇〇	二,二〇〇	二,三〇〇	二,四〇〇	二,五〇〇	二,六〇〇	二,七〇〇	二,八〇〇	二,九〇〇	三,〇〇〇
八級	一,三〇〇	一,四〇〇	一,五〇〇	一,六〇〇	一,七〇〇	一,八〇〇	一,九〇〇	二,〇〇〇	二,一〇〇	二,二〇〇	二,三〇〇	二,四〇〇	二,五〇〇	二,六〇〇
九級	九,〇〇〇	九,三〇〇	九,六〇〇	九,九〇〇	一〇,二〇〇	一〇,五〇〇	一〇,八〇〇	一一,一〇〇	一一,四〇〇	一一,七〇〇	一二,〇〇〇	一二,三〇〇	一二,六〇〇	一二,九〇〇
十級	八,〇〇〇	八,三〇〇	八,六〇〇	八,九〇〇	九,二〇〇	九,五〇〇	九,八〇〇	一〇,一〇〇	一〇,四〇〇	一〇,七〇〇	一一,〇〇〇	一一,三〇〇	一一,六〇〇	一一,九〇〇
十一級	七,〇〇〇	七,三〇〇	七,六〇〇	七,九〇〇	八,二〇〇	八,五〇〇	八,八〇〇	九,一〇〇	九,四〇〇	九,七〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,三〇〇	一〇,六〇〇	一〇,九〇〇
十二級	六,〇〇〇	六,三〇〇	六,六〇〇	六,九〇〇	七,二〇〇	七,五〇〇	七,八〇〇	八,一〇〇	八,四〇〇	八,七〇〇	九,〇〇〇	九,三〇〇	九,六〇〇	九,九〇〇
十三級	五,〇〇〇	五,三〇〇	五,六〇〇	五,九〇〇	六,二〇〇	六,五〇〇	六,八〇〇	七,一〇〇	七,四〇〇	七,七〇〇	八,〇〇〇	八,三〇〇	八,六〇〇	八,九〇〇
十四級	四,〇〇〇	四,三〇〇	四,六〇〇	四,九〇〇	五,二〇〇	五,五〇〇	五,八〇〇	六,一〇〇	六,四〇〇	六,七〇〇	七,〇〇〇	七,三〇〇	七,六〇〇	七,九〇〇
十五級	三,〇〇〇	三,三〇〇	三,六〇〇	三,九〇〇	四,二〇〇	四,五〇〇	四,八〇〇	五,一〇〇	五,四〇〇	五,七〇〇	六,〇〇〇	六,三〇〇	六,六〇〇	六,九〇〇

別表第三

警察職員、海上保安庁職員(人事院規則で指定する者に限る。)及び矯正保護職員級別俸給表

一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律(二七八)

一九五



一般職の職員との給与に関する法律の一部を改正する法律(二七八) 一九六

職務の級	俸給	俸給												
		一 号俸	二 号俸	三 号俸	四 号俸	五 号俸	六 号俸	七 号俸	八 号俸	九 号俸	十 号俸	十一 号俸	十二 号俸	十三 号俸
一級	円	五,050	五,200	五,350	五,500	五,650	五,800	五,950	六,100	六,250	六,400	六,550	六,700	六,850
二級	円	四,800	4,950	5,100	5,250	5,400	5,550	5,700	5,850	6,000	6,150	6,300	6,450	6,600
三級	円	四,550	4,700	4,850	5,000	5,150	5,300	5,450	5,600	5,750	5,900	6,050	6,200	6,350
四級	円	四,300	4,450	4,600	4,750	4,900	5,050	5,200	5,350	5,500	5,650	5,800	5,950	6,100
五級	円	四,050	4,200	4,350	4,500	4,650	4,800	4,950	5,100	5,250	5,400	5,550	5,700	5,850
六級	円	3,800	3,950	4,100	4,250	4,400	4,550	4,700	4,850	5,000	5,150	5,300	5,450	5,600
七級	円	3,550	3,700	3,850	4,000	4,150	4,300	4,450	4,600	4,750	4,900	5,050	5,200	5,350
八級	円	3,300	3,450	3,600	3,750	3,900	4,050	4,200	4,350	4,500	4,650	4,800	4,950	5,100

別表第四 船員級別俸給表

職務の級	俸給	俸給										
		一 号俸	二 号俸	三 号俸	四 号俸	五 号俸	六 号俸	七 号俸	八 号俸	九 号俸	十 号俸	十一 号俸
一級	円	三,900	4,000	4,100	4,200	4,300	4,400	4,500	4,600	4,700	4,800	4,900
二級	円	3,650	3,750	3,850	3,950	4,050	4,150	4,250	4,350	4,450	4,550	4,650

職務の級	俸給	俸給											
		三 号俸	二 号俸	一 号俸	二 号俸	一 号俸	二 号俸	一 号俸	二 号俸	一 号俸	二 号俸	一 号俸	二 号俸
十二級	円	三,000	3,100	3,200	3,300	3,400	3,500	3,600	3,700	3,800	3,900	4,000	4,100
十一級	円	2,750	2,850	2,950	3,050	3,150	3,250	3,350	3,450	3,550	3,650	3,750	3,850
十級	円	2,500	2,600	2,700	2,800	2,900	3,000	3,100	3,200	3,300	3,400	3,500	3,600
九級	円	2,250	2,350	2,450	2,550	2,650	2,750	2,850	2,950	3,050	3,150	3,250	3,350
八級	円	2,000	2,100	2,200	2,300	2,400	2,500	2,600	2,700	2,800	2,900	3,000	3,100
七級	円	1,750	1,850	1,950	2,050	2,150	2,250	2,350	2,450	2,550	2,650	2,750	2,850
六級	円	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900	2,000	2,100	2,200	2,300	2,400	2,500	2,600
五級	円	1,250	1,350	1,450	1,550	1,650	1,750	1,850	1,950	2,050	2,150	2,250	2,350
四級	円	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900	2,000	2,100
三級	円	750	850	950	1,050	1,150	1,250	1,350	1,450	1,550	1,650	1,750	1,850

別表第五 企業官庁職員級別俸給表

職務の級	俸給	俸給													
		一 号俸	二 号俸	三 号俸	四 号俸	五 号俸	六 号俸	七 号俸	八 号俸	九 号俸	十 号俸	十一 号俸	十二 号俸	十三 号俸	十四 号俸
一級	円	三,800	3,900	4,000	4,100	4,200	4,300	4,400	4,500	4,600	4,700	4,800	4,900	5,000	
二級	円	3,550	3,650	3,750	3,850	3,950	4,050	4,150	4,250	4,350	4,450	4,550	4,650	4,750	
三級	円	3,300	3,400	3,500	3,600	3,700	3,800	3,900	4,000	4,100	4,200	4,300	4,400	4,500	

一般職の職員との給与に関する法律の一部を改正する法律(二七八) 一九七







一級地

赤川通及び赤川  
上磯町字七重浜

岩見沢市

美唄市

胆振支庁管内

幌別町

石狩支庁管内

琴似町のうち三級地に含まれる地域以外の地域  
豊平町のうち三級地に含まれる地域以外の地域  
札幌市のうち三級地に含まれる地域以外の地域  
千歳町のうち朝日町、東雲町、本町、清水町、  
幸町、千代田町、栄町、錦町、春日町、緑町及  
び真町

江別町

上川支庁管内

神楽村のうち二級地に含まれる地域以外の地域  
東鷹栖村のうち二級地に含まれる地域以外の地  
域

神居村のうち二級地に含まれる地域以外の地域  
名寄町

渡島支庁管内

亀田村のうち二級地に含まれる地域以外の地域

青森県

一級地

青森市

上磯町のうち字七重浜以外の地域

釧路支庁管内

厚岸町

後志支庁管内

余市町

空知支庁管内

倶知安町

三笠町

芦別町

赤平町

歌志内町

砂川町

上砂川町

浦河町

日高支庁管内

香深村

宗谷支庁管内

船泊村

鷺泊村

杓形町

仙法師村

鬼脇村



一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（二七八）

岩手県	宮城県
一級地	一級地
弘前市 八戸市 東津軽郡 筒井村大字筒井 新城村大字新城字石江 大野村大字大野字片岡 荒川村大字荒川字藤戸 大三沢町 黒石町 上長苗代村大字尻内 上北郡 南津軽郡 三戸郡 盛岡市 釜石市 宮古市 一関市	仙台市 塩釜市 石巻市 宮城郡 本吉郡 多賀城村 気仙沼町

秋田県	山形県	福島県
一級地	一級地	一級地
桃生郡 矢本町 秋田市 能代市	山形市 米沢市 鶴岡市 酒田市 新庄市	福島市 郡山市 若松市 平市 白河市 石城郡 小名浜町 内郷町 湯本町 好間村

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（二七八）



一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（二七八）

二〇四

茨城県	
二級地	一級地
岩瀬郡 水戸市 土浦市	日立市 古河市 多賀郡 那珂郡 真壁郡 結城郡 新治郡 稲敷郡
勿来町 植田町 江名町 須賀川町	多賀町 高萩町 磯原町 勝田町 下館町 水海道町 石岡町 竜ヶ崎町 阿見町

栃木県	
二級地	一級地
行方郡 北相馬郡 西茨城郡	栃木市 佐野市 鹿沼市 上都賀郡 下都賀郡 塩谷郡 足利郡
潮来町 取手町 笠間町	宇都宮市 足利市 足尾町 日光町 今市町 小山町 藤原町 塩原町 山辺町 三重村

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（二七八）

二〇五



一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(二七八)

二〇六

群馬県	
二級地	一級地
前橋市 桐生市 高崎市	太田市 伊勢崎市 邑楽郡 群馬郡 北群馬郡 吾妻郡 碓氷郡 利根郡
	館林町 倉賀野町 渋川町 伊香保町 草津町 白井町 水上町 沼田町
埼玉県	
三級地	二級地
浦和市 川口市 大宮市 北足立郡	熊谷市 行田市 所沢市 北足立郡
蕨町	鳩ヶ谷町 戸田町 与野町 朝霞町 大和町 草加町 志木町 大和田町 片山村 谷塚町 豊岡町 入間川町

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(二七八)

二〇七

埼玉県	
二級地	一級地
熊谷市 行田市 所沢市 北足立郡	川越市 秩父市
鳩ヶ谷町 戸田町 与野町 朝霞町 大和町 草加町 志木町 大和田町 片山村 谷塚町 豊岡町 入間川町	入間郡



一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（二七八）

- |      |  |
|------|--|
| 北埼玉郡 | 加須町<br>不動岡町<br>羽生町   |
| 南埼玉郡 | 越ヶ谷町<br>大沢町<br>春日部町<br>岩槻町<br>久喜町<br>八幡村<br>潮止村<br>鴻巣町<br>上尾町<br>桶川町<br>吹上町<br>土合村<br>美笹村<br>飯能町<br>福岡村<br>金子村 |
| 北足立郡 |  |
| 入間郡  |  |

千葉県		
三級地	四級地	
船橋市 松戸市 千葉市	市川市	秩父郡 皆野町 小鹿野町 野上町 松山町 幸手町 栗橋町 杉戸町 彦成村 早稲田村 東和村 深谷町 妻沼町 寄居町 本庄町
	児玉郡	比企郡 北葛飾郡
	大里郡	

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（二七八）



		二級地	
		銚子市	成田町
		印旛郡	浦安町
		東葛飾郡	行徳町
			南行徳町
			柏町
			小金町
		千葉郡	津田沼町
			二宮町
			幕張町
			生浜町
		一級地	
		館山市	勝浦町
		木更津市	大和田町
		野田市	江戸川町
		佐原市	
		夷隅郡	
		千葉郡	
		東葛飾郡	

		東京都	
		五級地	
		印旛郡	我孫子町
			八街町
			千代田町
			旭村
			佐倉町
			根郷村字六崎
			旭町
		海上郡	八幡町
		市原郡	東金町
		山武郡	片貝町
		長生郡	茂原町
		千代田区	
		中央区	
		港区	
		新宿区	
		文京区	
		台東区	
		墨田区	



江東区  
品川区  
目黒区  
大田区  
世田谷区  
渋谷区  
中野区  
杉並区  
豊島区  
北区  
荒川区  
板橋区  
練馬区  
足立区  
葛飾区  
江戸川区  
武蔵野市  
三鷹市

四級地	北多摩郡 田無町 小金井町
-----	---------------------

三級地	八王子市 立川市 青梅市 南多摩郡 北多摩郡 浅川町 町田町 日野町 稲城村 西府村 久留米村 清瀬村 多磨村 府中町 昭和町 砂川村 調布町 国立町
-----	--



二級地			
西多摩郡	南多摩郡	西多摩郡	
東秋留村	瑞穂町	五日市町	国分寺町
西多摩村	由井村	福生町	小平町
	鶴川村	狛江村	保谷町
	横山村	神代村	東村山町
	堺村	拜島村	村山村
		大和村	

大島支庁管内	三宅支庁管内	八丈支庁管内	
波浮港村	三宅村	榑立村	御蔵島村
差木地村	坪田村		
泉津村	阿古村		
岡田村	神津島村		
元村	本村		
野増村	若郷村		
利島村	利島村		
西秋留村	多西村		
多西村	平井村		
増戸村	増戸村		



	<p>一級地</p> <p>西多摩郡</p> <p>大久野村 戸倉村 小宮村 檜原村 小曾木村 成木村 吉野村 三田村 古里村 氷川町 小河内村</p>
--	--

<p>神奈川県</p>	<p>五級地</p>	<p>南多摩郡</p> <p>元八王子村 恩方村 川口村 加住村 七生村 由木村 南村 忠生村 多摩村</p> <p>横浜市のうち昭和十四年三月三十一日における横浜市の区域 戸塚区のうち戸塚町の一の区、二の区、三の区、 一丁目、二丁目及び三丁目、吉田町吉田並びに 矢部町後矢際</p> <p>鎌倉市</p> <p>川崎市のうち昭和二年四月一日に田島町を編入したときの川崎 市の区域並びに旧中原町、旧日吉町及び旧高津町の区域</p>
<p>四級地</p>	<p>横浜市のうち五級地に含まれる地域以外の地域 川崎市のうち五級地に含まれる地域以外の地域</p>	



一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(二七八) 二一八

三級地	
<p>横須賀市のうち三級地に含まれる地域以外の地域 藤沢市 三浦郡 葉山町 逗子町</p>	<p>横須賀市のうち長井及び北下浦 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 足柄下郡 湯本町 芦之湯村 仙石原村 宮城野村 温泉村 元箱根村 箱根町 湯河原町 大磯町 相模原町のうち大字橋本、小山、上矢部、矢部</p>
<p>中郡 高座郡</p>	

新田、淵野辺、上溝、清兵衛新田及び上鶴間

二級地	
<p>愛甲郡 厚木町 南毛利村 国府津町 酒匂町 前羽村 秦野町 南秦野町 東秦野村 大根村 二宮町 国府村 三崎町 渋谷町 相模原町のうち三級地に含まれる地域以外の地域 座間町 海老名町</p>	<p>足柄下郡 中郡 三浦郡 高座郡</p>

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(二七八) 二一九



	一級地	足柄上郡 大和町 松田町 山北町 南足柄町 吉田島村 曾我村 金田村 相和村 岡本村 酒田村 福沢村 中井村 真鶴町 吉浜町 片浦村 岩村 福浦村 下曾我村
		足柄下郡

新潟県	一級地	新潟市 長岡市 三条市 津久井郡 豊川村 上府中村 下中村 中野町 与瀬町 川尻村 寒川町 綾瀬町 有馬村 小田村 御所見村 愛川町 愛甲郡 中郡のうち三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域 三浦郡 南下浦町 初声村
-----	-----	---



一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(二七八)

石川県		富山県	
一級地	二級地	一級地	二級地
石川郡	七尾市 小松市	富山市	中頸城郡 西頸城郡 新津市 新発田市 高田市 柏崎市
松任町	金沢市	高岡市 新湊市 氷見郡 射水郡	糸魚川町 青海町 直江津町
		氷見町 牧野村	

山梨県		福井県	
一級地	二級地	一級地	二級地
北都留郡	甲府市 富士吉田市 南都留郡 南都留郡	敦賀市 武生市 坂井郡	福井市
大月町 谷村町 猿橋町		芦原町	鳳至郡 江沼郡
			押野村 野々市町 輪島町 大聖寺町 山中町 山代町 片山津町 動橋町

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(二七八)



一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(二七八)

岐阜県	長野県	
	一級地	
二級地		
岐阜市	長野市	上野原町
	松本市	塩山町
	上田市	市川大門町
	諏訪市	
	岡谷市	
	飯田市	
	北佐久郡	小諸町
	諏訪郡	軽井沢町
	上高井郡	下諏訪町
	東筑摩郡	須坂町
	西筑摩郡	本郷村
		福島町
		上松町

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(二七八)

	一級地	
羽島郡	多治見市	厚見村
	大垣市	
	高山市	
	稲葉郡	
	関市	神岡町
	吉城郡	古川町
	土岐郡	下石町
		駄知町
		瑞浪土岐町
		土岐津町
		泉町
		妻木町
		陶町
	恵那郡	大井町
		長島町大字中野
		中津川町
		笠松町



一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(二七八)

静岡県		
二級地	三級地	四級地
田方郡 三島市 清水市 沼津市	伊東市 浜松市 静岡市	熱海市 本巣郡 郡上郡 加茂郡 武儀郡 益田郡
網代町		下呂町 美濃町 太田町 古井町 大字 下古井 鵜沼町 那加町 蘇原町 八幡町 北方町

宇佐美村

一級地
吉原市 富士宮市 島田市 磐田市 焼津市 賀茂郡 富士郡 駿東郡 田方郡 庵原郡
下田町 富士町 小山町 御殿場町 修善寺町 伊豆長岡町 大仁町 函南村 興津町 蒲原町 富士川町 由比町

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(二七八)



一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（二七八）

愛知県	
五級地	安倍郡 袖師町 有度村 新居町 舞坂町 青島町 藤枝町 掛川町 小笠郡
四級地	名古屋市のうち四級地に含まれる地域以外の地域 中川区のうち八田木町及び花池町以外の荒子川から西であつて日本国有鉄道関西線の線路から南の地域 港区のうち大江町、昭和町、船見町及び潮見町以外の荒子川から西の地域 南区のうち桜本町、霞町、桜台町、元桜田町、迎山町、春日野町、扇田町及び若草町以外の東六号道路から東南五〇メートル以遠の地域 瑞穂区のうち彌富通と田辺通とを結ぶ線から東南五〇メートル以遠の地域
三級地	瀬戸市 西春日井郡 西枇杷島町 鳴海町 愛知郡 守山町 東春日井郡 水野村 中島郡 稲沢町
二級地	一宮市 昭和区のうち川原通と檀溪通とを結ぶ線から東の地域 岡崎市 豊橋市 津島市 春日井市 半田市 刈谷市 碧南市 中島郡 起町 奥町

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（二七八）

三級地	瀬戸市 西春日井郡 西枇杷島町 鳴海町 愛知郡 守山町 東春日井郡 水野村 中島郡 稲沢町
二級地	一宮市 昭和区のうち川原通と檀溪通とを結ぶ線から東の地域 岡崎市 豊橋市 津島市 春日井市 半田市 刈谷市 碧南市 中島郡 起町 奥町



一級地	
豊川市	愛知郡
挙母市	西春日井郡
中島郡のうち三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域	知多郡
西春日井郡のうち三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域	宝飯郡
丹羽郡	蒲郡町
葉栗郡	三谷町
東春日井郡のうち三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域	
碧海郡	
安城町	
高浜町	

三重県	
二級地	
津市	額田郡
松阪市	幡豆郡
四日市市	海部郡
	南設楽郡
	知多郡
	宝飯郡
	渥美郡
	知立町
	矢作町
	岩津町
	西尾町
	新城町
	大高町
	上野町
	武豊町
	横須賀町
	大野町
	有松町
	御津町
	小坂井町
	田原町



一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(二七八)

二三二

一級地	
桑名市	宇治山田市
	上野市
	鈴鹿市
	飯南郡
	鈴鹿郡
	名賀郡
	北牟婁郡
	南牟婁郡
	志摩郡
	一志郡
	度会郡
花岡町	御蘭村
亀山町	二見町
名張町	久居町
箕曲村	鳥羽町
尾鷲町	木本町
相賀町	錦町
引本町	長島町

滋賀県		
一級地	二級地	三級地
野洲郡	神崎郡	阿山郡
甲賀郡	蒲生郡	桑名郡
坂田郡	栗太郡	三重郡
	長浜市	河芸郡
	彦根市	四郷村
	草津町	一身田町
	瀬田町	楠町
	治田村大字	長島村
	八日市町	柘植町
	八幡町	
	金田村大字	
	鷹飼	
	米原町	
	水口町	
	守山町	
		大津市のうち三級地に含まれる地域以外の地域
		大津市のうち昭和二十六年三月三十一日における大津市の区域

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(二七八)

二三三



京都府	五級地	滋賀郡 堅田町 京都市のうち昭和六年三月三十一日における京都市の区域、 上京区のうち昭和六年三月三十一日における上 賀茂村、大宮村及び鷹ヶ峰村の区域 下京区のうち昭和六年三月三十一日における吉 祥院村及び上鳥羽村の区域 右京区のうち昭和六年三月三十一日における嵯 峨町、花園村、太秦村、西院村、松尾村、桂村 川岡村、梅津村及び西京極村の区域 東山区のうち昭和六年三月三十一日における山 科町の区域 伏見区のうち昭和六年三月三十一日における伏 見市、桃山町、深草町、竹田村及び下鳥羽村の 区域 左京区のうち昭和六年三月三十一日における修 学院村及び松ヶ崎村の区域
四級地	京都市	右京区のうち昭和六年三月三十一日における梅 ヶ畑村の区域

伏見区のうち昭和六年三月三十一日における醍  
 醐村、横大路村、納所村及び向島村の区域

三級地	福知山市のうち字厚、新庄、半田、土師、前田及び昭和十二年 三月三十一日における福知山町の区域(高畑、森垣、荒木及び 室の区域を除く)並びに由良川と土師川との合流点から下流三 キロメートルの間の右岸堤内一キロメートル以内の地域 舞鶴市のうち字東吉原、西吉原、魚屋、竹屋、平野屋、丹波、 北田辺、南田辺、田満寺、大内、本、職人町、松陰、寺内、 西、宮津口、新、堀上、紺屋、京口、引土新、朝代、引土、伊 佐津、公文名、布敷、高野由里、下福井、上福井、下安久、上 安久、上安、倉谷、和田、余部上、余部下、長浜、北吸浜、溝 尻、市場、森、行永、泉源寺、小倉、田中、鹿原、安岡、吉 坂、朝来中、中田、平、吉田、木下、与保呂、福来、七日市、 万願寺、京田及び今田 宇治市 乙訓郡 向日町
-----	---



二級地	一級地
<p>京都市</p> <p>左京区のうち昭和二十四年三月三十一日における岩倉村の区域</p> <p>伏見区のうち昭和二十五年十一月三十日における久我村及び羽束師村の区域</p> <p>福知山市のうち三級地に含まれる地域以外の地域</p> <p>舞鶴市のうち三級地に含まれる地域以外の地域</p> <p>久世郡 淀町</p> <p>乙訓郡 御牧村</p> <p>長岡町</p> <p>久世村</p> <p>田辺町</p> <p>八幡町</p> <p>井手町</p> <p>木津町</p> <p>南桑田郡 亀岡町</p>	<p>京都市のうち五級地、四級地及び二級地に含まれる地域以外の地域</p> <p>綾部市</p>

船井郡	園部町
与謝郡	八木町
中郡	宮津町
乙訓郡	峰山町
	大山崎村
	大原野村
久世郡のうち淀町及び御牧村以外の地域	
相楽郡	加茂町
	精華村
	上狛町
	高麗村
	笠置町
	柳倉村
北桑田郡	周山町
竹野郡	網野町
	間人町
綾喜郡のうち田辺町、八幡町及び井手町以外の地域	
南桑田郡	保津村



大阪府	熊野郡 篠村 久美浜町
五級地	大阪府 堺市 布施市 豊中市 池田市 吹田市 守口市 岸和田市のうち阪和線の線路から西及び東南二キロメートル以内の地域 泉大津市 貝塚市のうち阪和線の線路から西及び東南二キロメートル以内の地域 八尾市 泉佐野市 泉北郡 中河内郡
	高石町 加美村

四級地	豊能郡 巽町 庄内町
三級地	高槻市 枚方市 茨木市 豊能郡 泉北郡 北河内郡 岸和田市のうち五級地に含まれる地域以外の地域 貝塚市のうち五級地に含まれる地域以外の地域 富田林市 南河内郡 箕面町のうち昭和二十三年七月三十一日における箕面町の区域 忠岡町 和泉町 茨田町 長野町 古市町 藤井寺町 日置荘村 登美丘町



一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(二七八)

中河内郡

- 道明寺町
- 国分町
- 志紀村
- 高鷲村
- 柏原町
- 松原町
- 枚岡町
- 繩手町
- 石切町
- 盾津町
- 矢田村
- 玉川町
- 瓜破村
- 天美町
- 布忍村
- 長吉村
- 三宅村
- 恵我村
- 寝屋川町

北河内郡

泉北郡	住道町 門真町 庭窪町 八坂町 信太村 取石村 福泉町 田尻村
泉南郡	箕面町のうち四級地に含まれる地域以外の地域
豊能郡	富田町
三島郡	味舌町
二級地	三島郡のうち富田町、味舌町、石河村、見山村及び清溪村以外の地域 北河内郡のうち茨田町、寝屋川町、住道町、門真町及び庭窪町以外の地域 中河内郡 英田村 孔舎笥村 三野郷村

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(二七八)



一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(二七八)

南河内郡

- 若江村
- 高安村
- 南高安村
- 曙川村
- 狭山町
- 三江市村
- 黒山村
- 駒ヶ谷村
- 南八下村
- 北八下村
- 西浦村
- 平尾村
- 丹南村
- 丹比村
- 埴生村
- 久世村
- 東陶器村
- 北松尾村
- 南池田村

泉北郡

上神谷村  
西陶器村  
美木多村  
泉南郡のうち田尻村以外の地域

一級地

豊能郡のうち箕面町及び庄内町以外の地域  
三島郡

南河内郡

- 石河村
- 見山村
- 清溪村
- 石川村
- 磯長村
- 山田村
- 白木村
- 中村
- 赤阪村
- 千早村
- 東条村
- 加賀田村
- 天見村

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(二七八)



一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(二七八) 二四四

兵庫県	
五級地	四級地
神戸市のうち四級地に含まれる地域以外の地域 尼ヶ崎市 西宮市のうち昭和二十六年三月三十一日における西宮市及び鳴尾村の区域 芦屋市 伊丹市	神戸市 川辺郡 武庫郡 垂水区のうち旧垂水町の区域以外の地域 宝塚町 良元村
三級地 西宮市のうち五級地に含まれる地域以外の地域	

二級地	三級地
竜野市 美夔郡 多紀郡	明石市 姫路市 加古川市 洲本市 相生市 川辺郡 加古郡 川西町 長尾村 高砂町 荒井村
有馬郡	三木町 篠山町 岡野村 城北村 城南村 八上村 三田村 三輪町

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(二七八) 二四五



一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(二七八)

一級地	
豊岡市	道場村
多紀郡	大沢村
有馬郡	八多村
揖保郡	西脇町
	赤穂町
	赤穂郡
	味間村
	日置村大字八上新
	広野村
	藍村
	本庄村
	長尾村
	新宮町
	御津町
	太市村
	竜田村
	太子町
	揖保川町

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(二七八)

多可郡	重春村
	中町
	日野村
	黒田庄村
	比延庄村
飾磨郡	別府町
加古郡	阿閉村
	八幡村
	天満村
	加古新村
	母里村
神崎郡のうち長谷村、大山村及び越知谷村以外の地域	
美方郡	浜坂町
川辺郡	多田村
	東谷村
	山崎町
宍粟郡	上郡町
赤穂郡	有年村



一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律(二七八)

加西郡	坂越町
養父郡	北条町
朝来郡	八鹿町
	大蔵村
	和田山町
	竹田町
	梁瀬町
	生野町
	柏原町
	成松町
	黒井町
	久下村
	生郷村
	岩屋町
	由良町
	志筑町
	福良町
	城崎町
	香住町

奈良県	
二級地	三級地
山辺郡	加東郡
高市郡	日高町
北葛城郡	小野町
生駒郡	社野町
大和高田市	滝野町
奈良市	出石町
	別所村
	志染村
	佐用町
	郡山町
	生駒町
	王寺町
	八木町
	今井町
	丹波市町

一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律(二七八)



一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律（二七八）

二五〇

磯城郡	桜井町 田原本町
宇陀郡	大宇陀町
南葛城郡	御所町
一級地	
宇智郡	
生駒郡のうち郡山町及び生駒町以外の地域	
磯城郡のうち桜井町及び田原本町以外の地域	
吉野郡	上市町 大淀町 下市町 吉野町
高市郡のうち八木町及び今井町以外の地域	
宇陀郡	榛原町 三本松村 宇太町 内牧村
添上郡	伊那佐村 櫛本町

和歌山県	
三級地	
和歌山市	帯解町 辰市村 明治村 五ヶ谷村 平和村 治道村
北葛城郡のうち王寺町以外の地域	
山辺郡	二階堂村 朝和村
南葛城郡のうち御所町以外の地域	
二級地	
新宮市	
海南市	
田辺市	橋本町 高野町
伊都郡	
那賀郡	岩出町

一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律（二七八）

二五一



一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律（二七八）

一級地	
西牟婁郡	串本町
海草郡	加太町 西脇野村 下津町 御坊町 印南町 南部町 由良町 粉河町 名手町 東野上町 湯浅町 箕島町 広町 白浜町 潮岬村 日置町 勝浦町
日高郡	
那賀郡	
有田郡	
西牟婁郡	
東牟婁郡	

鳥取県	鳥取市	那智町 古座町 西向町 高池町 太地町 下里町 九度山町 高野口町 妙寺町 笠田町
鳥取県	一級地	
島根県	一級地	伊都郡
島根県	一級地	鳥取市 米子市 東伯郡 西伯郡 気高郡 岩美郡
島根県	一級地	倉吉町 境町 大正村 大字古海 宇倍野村 大字奥谷
島根県	一級地	松江市 出雲市

一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律（二七八）



一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律(二七八) 二五四

岡山県		
三級地	二級地	一級地
浜田市 美濃郡 那賀郡 江津町 益田町	岡山市 玉野市 倉敷市 御津郡 牧石村大字宿	津山市 児島市 小田郡 児島郡 上房郡 上道郡 浅口郡 阿哲郡
		笠岡町 琴浦町 福田町 高梁町 西大寺町 玉島町 連島町 新見町

広島県		
三級地	二級地	一級地
和気郡 赤磐郡 吉備郡 上市町大字西方 三石町 備前町 瀬戸町 総社町	広島市 呉市 福山市 尾道市 安芸郡 江田島村のうち字小用、鷲部、本浦及び宮ノ原	三原市 安芸郡 府中町 坂町 船越町 江田島村のうち二級地に含まれる地域以外の地域 海田市町

一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律(二七八) 二五五



一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(二七八)

佐伯郡  
 倉橋島村  
 矢野町  
 大屋村  
 音戸町  
 宮島町  
 井口村  
 大竹町  
 大野町  
 廿日市町  
 五日市町  
 可部町  
 祇園町  
 古市町  
 西条町  
 寺西村  
 竹原町  
 川尻町  
 安芸津町  
 安浦町

安佐郡  
 可部町  
 祇園町  
 古市町  
 西条町  
 寺西村  
 竹原町  
 川尻町  
 安芸津町  
 安浦町

加茂郡  
 可部町  
 祇園町  
 古市町  
 西条町  
 寺西村  
 竹原町  
 川尻町  
 安芸津町  
 安浦町

山口県		
二級地	三級地	五級地
厚狭郡 岩国市 防府市 徳山市 山口市	厚狭町 下関市のうち五級地に含まれる地域以外の地域	下関市のうち昭和十二年十一月十四日における下関市の区域 宇部市 小野田市 双三郡 豊田郡 原村 川上村 忠海町 府中町 国府村大字府川 広谷村大字町 三次町 十日市町 芦品郡 豊田郡

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(二七八)



香川県		徳島県
一級地	二級地	一級地
仲多度郡 坂出市 丸亀市	高松市	徳島市 鳴門市 勝浦郡 三好郡
善通寺町 櫻井村 琴平町 多度津町	池田町 小松島町	大内村 阿知須町 平生町 田布施町 久賀町 小松町

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(二七八)

一級地	
吉敷郡 都濃郡	下松市 萩市 光市 厚狭郡 玖珂郡
小郡町 富田町 福川町	船木町 柳井町 和木村 仙崎町 深川町 伊佐町 大嶺町 大田町 秋吉村 小串町 西市町 東岐波村

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(二七八)



高知県		愛媛県
一級地	二級地	一級地
幡多郡 宿毛町 中村町	高知市 三島町 川之江町 松柏村	松山市 新居浜市 今治市 八幡浜市 宇和島市 西条市 宇摩郡 小豆郡 観音寺町 伊吹村 土庄町 淵崎村 内海町

福岡県	
五級地	
高岡郡 安芸郡 長岡郡 吾川郡 香美郡 土佐郡	清水町 須崎町 安芸町 室戸町 室戸岬町 後免町 大篠村 野田村 長岡村 大津村 伊野町 日章村 山田町 宇治村

福岡市のうち四級地に含まれる地域以外の地域  
小倉市のうち四級地及び三級地に含まれる地域以外の地域  
門司市のうち四級地に含まれる地域以外の地域  
八幡市のうち四級地に含まれる地域以外の地域



若松市  
戸畑市

四級地

福岡市のうち下月隈、立花隈、金隅、上長尾、下長尾、檜原、柏原、堤、東油山、田島、片江、七隈、飯倉、庄、小田部、石丸、福重、橋本、戸切、下山門、拾六町、野方、今宿、今津及び能古

小倉市のうち藍島、馬島、昭和十七年五月十四日における曾根村の区域(湯川、葛原、下曾根、中曾根及び上曾根の区域を除く)並びに旧企救郡の志井、中島、小熊野、山路、昭和十六年三月三十一日における西谷村及び同日における中谷村の区域

門司市のうち柄杓田、伊川、猿喰、畑、吉志及び恒見

八幡市のうち永犬丸、竹末、引野、下上津役、町上津役、小嶺、中河内及び戸下田

田川市

直方市

飯塚市

遠賀郡

芦屋町

嘉穂郡  
水巻町  
中間町  
香月町  
稲築町  
山田町  
二瀬町  
穂波村  
大隈町  
碓井町  
幸袋町  
那珂町  
春日村  
糸田町  
金田町  
川崎町  
宮田町

筑紫郡  
那珂町  
春日村  
糸田町  
金田町  
川崎町  
宮田町

田川郡  
糸田町  
金田町  
川崎町  
宮田町

鞍手郡  
宮田町

三級地

久留米市  
大牟田市



一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律(二七八) 二六四

二級地	糟屋郡	古賀町 篠栗町
	糟屋郡	大野町のうち字牛頸以外の地域 宇美町 志免町 多々良町 香椎町 志賀島村 須恵村 和白村
	糟屋郡	二日市町
	糟屋郡	田川郡のうち四級地に含まれる地域以外の地域 鞍手郡のうち四級地に含まれる地域以外の地域 筑紫郡
	遠賀郡	岡垣村 遠賀村
	嘉穂郡	嘉穂郡のうち四級地に含まれる地域以外の地域
	遠賀郡	遠賀村

一級地	築上郡	八屋町 椎田町 吉富町
	早良郡	田隈村 雷山村 篠原
	糸島郡	元岡村
	筑紫郡	周船寺村
	糸島郡	前原町
	筑紫郡	日佐村
	東郷郡	東郷町
	福岡郡	福岡町
	宗像郡	津屋崎町
	京都郡	行橋町 新宮村 勢門村 大川村 仲原村
	京都郡	新宮村 勢門村 大川村 仲原村

一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律(二七八) 二六五



三潞郡

築城村  
八津田村

大川町

荒木町

安武村

大善寺町

城島町

柳川町

瀬高町

大和村

三橋村

太宰府町

水城村

筑紫村  
大野町字牛額

山家村

甘木町

北崎村

赤間町

筑紫郡

山門郡

朝倉郡

糸島郡

宗像郡

八女郡

吉武村

福島町

羽犬塚町

黒木町

岡山村

久原村

山田村

仲津村

豊津村

泉村

犀川町  
小波瀬村

今川村

今元村

延永村

入部村

吉井町

田主丸町

京都郡

糟屋郡

早良郡  
浮羽郡

三池郡



一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律(二七八) 二六八

佐賀県		長崎県	
二級地	一級地	三級地	二級地
三井郡 北野町	藤津郡 三養基郡 西松浦郡 唐津市	杵島郡 山代町 東有田町 有田町 伊万里町 鳥栖町 嬉野町	長崎市 佐世保市 西彼杵郡 深堀村 香焼村
佐賀市 唐津市		下県郡 厳原町	島原市

一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律(二七八) 二六九

諫早市 大村市 西彼杵郡 茂木町 蚊焼村 伊王島村 高浜村 高島町 崎戸町 大島町 川棚町 福江町 奈良尾町 武生水町 勝本町 田河町 那賀村 小浜町 新御厨町 志佐町	東彼杵郡 南松浦郡 北松浦郡	南高来郡 北松浦郡
---	----------------------	--------------



一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(二七八) 二七〇

熊本県		
一級地	二級地	三級地
水俣市 人吉市 八代市	熊本市	荒尾市 上県郡 下県郡
		調川町 今福町 江迎町 鹿町町 佐々町 世知原町 柿木村 平戸町 鶏知町 豆酸村 佐須奈村 仁田村

大分県			
一級地	二級地	四級地	
宮崎市	宮崎市	別府市 大分市	鹿本郡 山鹿町 八幡村字熊入 玉名郡 郡築村 宇土郡 三角町
	中津市 日田市 臼杵市 佐伯市 津久見市 北海部郡 大分郡 速見郡 西国東郡		
	佐賀関町 鶴崎町 日出町 高田町		

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(二七八) 二七一



鹿児島県	一級地	延岡市 都城市 日南市 日向市 小林市 児湯郡 西臼杵郡	高鍋町 高千穂町
	二級地	鹿児島市	
熊毛郡	一級地	川内市 鹿屋市 串木野市 枕崎市 鹿児島郡	西桜島村 谷山町 吉田村 指宿町
	二級地	山川町 西之表町	

備考 本表に掲げる地域等の名称は、本表に別段の定めない限り、昭和二十六年四月一日における名称とし、本表に定める地域は、それらの名称を有するもの同日における区域又は位置を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域若しくは位置の変更によつて影響されないものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、第二十三条及び附則の改正規定以外の規定は、昭和二十六年十月一日から適用する。

2 職員の昭和二十六年十月一日(以下「切替日」という。)における職務の級は、改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)の適用により切替日においてその者が属していた職務の級(切替日において企業官庁職員級別俸給表の適用を受けることとなつた職員については、改正前の法の適用により切替日においてその者が属していた改正前の法の別表第一から別表第四までに掲げるそれぞれの俸給表に定める職務の級に対応するこの法律の附則別表第一に掲げる企業官庁職員級別俸給表の職務の級)とし、その者の切替日における号俸は、改正前の法の適用により切替日においてその者が受けていた俸給月額に対応するこの法律の附則別表第二に掲げる新俸給月額に

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(二七八)



対応するそれぞれの俸給表（その者がこの法律の施行に伴い切替日において適用を受けることとなつた改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の別表第一から別表第五までに掲げる俸給表をいう。）に定める号俸とする。

3 職員の昭和二十六年十月二日以後この法律施行の際までの期間内の日における職務の級（その者がこの法律の施行に伴い当該期間内の日のいずれかにおいて企業官庁職員級別俸給表の適用を受けることとなつたときは、その者が同表の適用を受ける当該期間内の日における職務の級を除く。）は、改正前の法の適用により当該期間内の日においてその者が属していた職務の級とする。

4 職員がこの法律の施行に伴い前項に規定する期間内の日のいずれかにおいて企業官庁職員級別俸給表の適用を受けることとなつたときは、その者の当該期間内の同表の適用を受ける日における職務の級は、改正前の法の適用により当該期間内の日においてその者が属していた改正前の法の別表第一から別表第四までに掲げるそれぞれの俸給表に定める職務の級に対応するこの法律の附則別表第一に掲げる企業官庁職員級別俸給表の職務の級とする。

5 職員の附則第三項に規定する期間内の日における号俸は、改正前の法の適用により当該期間内の日においてその者が受けていた俸給月額に対応するこの法律の附則別表第二に掲げる新俸給月額に対応するそれぞれの俸給表（その者がこの法律の施行に伴い当該期間内の日において適用を受けることとなつた改正後の法の別表第一から別表第五までに掲げる俸給表をいう。）に定める号俸とする。

6 附則第二項又は前項の規定により求められた職員の新俸給月額が、その者の属する職務の級にお

ける俸給の幅の中にない場合においては、その額をもつてその職員の俸給月額とする。

7 切替日以後この法律施行の際までの期間内において改正前の法の規定に基きされた職員の俸給に関する決定は、改正後の法の相当規定に基いてされたものとみなす。

8 附則第二項から第五項までの規定の適用については、改正前の法の適用により職員が属し、又は受けていた職務の級、号俸及び俸給月額は、改正前の法及びこれに基く人事院規則その他の規程に従つて定められたものでなければならぬ。

9 この法律施行前改正前の法及びこの法律による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第二百九十九号）附則第十項の規定に基きすでに職員に支給された附則第七項に規定する期間に係る給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

10 改正後の法第二十三条の規定は、この法律施行の際休職にされている職員のこの法律施行後の休職期間に係る給与についても、その休職の事由に応じ適用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「その休職の期間」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第二百七十八号）施行後のその休職の期間」と読み替えるものとする。

11 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十項を削り、附則第十一項を附則第十項とし、附則第十二項を削り、附則第十三項を附則第十一項とする。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（二七八）



附則別表第一

企業官庁職員級別俸給表の適用を受ける者のための職務の級の切替表

改正前の法の適用により職員が属していた俸給表の職務の級	警察職員、海上保安官、税務職員及び経済	一般俸給表の職務の級	二 三 四 五 六 七 八 九 十
警察職員、海上保安官、税務職員及び経済	船員級別俸給表の職務の級	の調査官級の職務の級	一 二 三 四 五 六 七 八
船員級別俸給表の職務の級	企業官庁職員級別俸給表の職務の級	の職務の級	一 二 三 四 五 六 七 八 九 十
企業官庁職員級別俸給表の職務の級			一 二 三 四 五 六 七 八 九 十

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（二七八）

附則別表第二

俸給の新旧対照表

改正前の法の適用により職員が属していた俸給表の職務の級	警察職員、海上保安官、税務職員及び経済	一般俸給表の職務の級	二 三 四 五 六 七 八 九 十
警察職員、海上保安官、税務職員及び経済	船員級別俸給表の職務の級	の調査官級の職務の級	一 二 三 四 五 六 七 八
船員級別俸給表の職務の級	企業官庁職員級別俸給表の職務の級	の職務の級	一 二 三 四 五 六 七 八 九 十
企業官庁職員級別俸給表の職務の級			一 二 三 四 五 六 七 八 九 十

  

改正前の法の適用により職員が属していた俸給表の職務の級	警察職員、海上保安官、税務職員及び経済	一般俸給表の職務の級	二 三 四 五 六 七 八 九 十
警察職員、海上保安官、税務職員及び経済	船員級別俸給表の職務の級	の調査官級の職務の級	一 二 三 四 五 六 七 八
船員級別俸給表の職務の級	企業官庁職員級別俸給表の職務の級	の職務の級	一 二 三 四 五 六 七 八 九 十
企業官庁職員級別俸給表の職務の級			一 二 三 四 五 六 七 八 九 十

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（二七八）



三二	七、七、三〇〇	八、六〇〇	四九、一二、九〇〇	一六、〇〇〇	六七、二二、九〇〇	三〇、三〇〇
三三	七、八、五〇〇	八、九〇〇	五〇、一三、三〇〇	一六、六〇〇	六八、二三、六〇〇	三一、四〇〇
三四	七、八、八〇〇	九、二五〇	五一、一三、七〇〇	一七、二〇〇	六九、二四、三〇〇	三二、五〇〇
三五	八、一、〇〇〇	九、六〇〇	五二、一四、二〇〇	一七、七〇〇	七〇、二五、〇〇〇	三三、六〇〇
三六	八、四、〇〇〇	九、九五〇	五三、一四、七〇〇	一八、八〇〇	七一、二六、〇〇〇	三四、七〇〇
三七	八、七、〇〇〇	一〇、三〇〇	五四、一五、二〇〇	一九、〇〇〇	七二、二七、〇〇〇	三五、八〇〇
三八	九、〇、〇〇〇	一〇、六五〇	五五、一五、七〇〇	一九、四〇〇	七三、二八、〇〇〇	三六、九〇〇
三九	九、三、〇〇〇	一〇、一〇〇	五六、一六、二〇〇	二〇、〇〇〇	七四、二九、〇〇〇	三七、〇〇〇
四〇	九、六、〇〇〇	一〇、四〇〇	五七、一六、七〇〇	二〇、四〇〇	七五、三〇、〇〇〇	三八、一〇〇
四一	九、九、〇〇〇	一一、一〇〇	五八、一七、二〇〇	二〇、八〇〇	七六、三一、〇〇〇	三九、二〇〇
四二	一〇、二、〇〇〇	一一、二〇〇	五九、一七、七〇〇	二二、〇〇〇	七七、三二、〇〇〇	四〇、三〇〇
四三	一〇、五、〇〇〇	一二、〇〇〇	六〇、一八、二〇〇	二二、四〇〇	七八、三三、〇〇〇	四一、四〇〇
四四	一〇、八、〇〇〇	一二、二〇〇	六一、一八、七〇〇	二三、〇〇〇	七九、三四、〇〇〇	四二、五〇〇
四五	一一、一、〇〇〇	一二、四〇〇	六二、一九、二〇〇	二三、四〇〇	八〇、三五、〇〇〇	四三、六〇〇
四六	一一、四、〇〇〇	一二、六〇〇	六三、一九、七〇〇	二四、〇〇〇	八一、三六、〇〇〇	四四、七〇〇
四七	一一、七、〇〇〇	一二、八〇〇	六四、二〇、二〇〇	二四、四〇〇	八二、三七、〇〇〇	四五、八〇〇
四八	一二、〇、〇〇〇	一三、〇〇〇	六五、二〇、七〇〇	二五、〇〇〇	八三、三八、〇〇〇	四五、九〇〇

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二十六年十一月三十日)  
法律第二百七十九号

裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。  
第十五条を次のように改める。

第十五条 判事補及び簡易裁判所判事の報酬月額は、特別のものに限り、当分の間、第二条の規定にかかわらず、判事補にあつては三万九百円又は二万八千二百円、簡易裁判所判事にあつては四万二千二百円とすることができる。  
別表を次のように改める。

別表

区 分	報 酬 月 額
最高裁判所長官	八〇、〇〇〇円
最高裁判所判事	六四、〇〇〇円
東京高等裁判所長官	六〇、〇〇〇円
その他の高等裁判所長官	五七、〇〇〇円

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律(二七九)



裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律(二七九)

簡易裁判所判事												
十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	十一号	十号	九号
一七、八〇〇円	一九、〇〇〇円	二一、三〇〇円	二三、六〇〇円	二四、九〇〇円	二六、二〇〇円	二八、二〇〇円	三〇、九〇〇円	三三、六〇〇円	三七、三〇〇円	一一、〇〇〇円	一一、六〇〇円	一二、二〇〇円

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律(二七九)

判事補								判事				
八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	五号	四号	三号	二号	一号
一五、一〇〇円	一六、六〇〇円	一七、八〇〇円	一九、〇〇〇円	二一、三〇〇円	二三、六〇〇円	二四、九〇〇円	二六、二〇〇円	三三、六〇〇円	三七、三〇〇円	四一、二〇〇円	四五、五〇〇円	五〇、〇〇〇円



十一号	一六、六〇〇円
十二号	一五、一〇〇円
十三号	一二、二〇〇円
十四号	一一、六〇〇円
十五号	一一、〇〇〇円

附則

- この法律は、公布の日から施行し、昭和二十六年十月一日から適用する。
- 昭和二十六年九月三十日において改正前の別表に掲げる一号から六号までの報酬を受ける判事補及び三号から八号までの報酬を受ける簡易裁判所判事の同年十月一日における報酬の号は、判事補についてはそれぞれ二号、四号、六号、八号、十号及び十一号とし、簡易裁判所判事についてはそれぞれ六号、八号、十号、十二号、十四号及び十五号とする。同日以後この法律の施行の日までの間に改正前の別表に掲げる一号から六号までの報酬を受けるに至つた判事補及び三号から八号までの報酬を受けるに至つた簡易裁判所判事のその受けるに至つた日における号についても、同様である。
- 裁判官が昭和二十六年十月一日以後の分としてすでに支給を受けた報酬その他の給与は、この法

律による報酬その他の給与の内払とみなす。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二十六年十一月三十日 法律第二百八十号)

検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。第九条中「三万七千円」を「五万円」に、「二万千円」を「二万八千二百円」に改める。別表を次のように改める。

別表

区分	俸給月額
検事総長	六四、〇〇〇円
次長検事	五三、〇〇〇円
東京高等検察庁検事長	五七、〇〇〇円
その他の検事長	五三、〇〇〇円
一号	四五、五〇〇円

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律(二八〇)



副 檢 事													
九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	十八号	十七号	十六号	十五号	
一三、五〇〇円	一五、一〇〇円	一六、六〇〇円	一七、八〇〇円	一九、〇〇〇円	二一、三〇〇円	二三、六〇〇円	二四、九〇〇円	二六、二〇〇円	一一、〇〇〇円	一一、六〇〇円	一二、二〇〇円	一三、五〇〇円	

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律(二八〇)

檢 事													
十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	
一五、一〇〇円	一六、六〇〇円	一七、八〇〇円	一九、〇〇〇円	二一、三〇〇円	二三、六〇〇円	二四、九〇〇円	二六、二〇〇円	二八、二〇〇円	三〇、九〇〇円	三三、六〇〇円	三七、三〇〇円	四一、二〇〇円	

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律(二八〇)



十号	一二、二〇〇円
十一号	一一、六〇〇円
十二号	一一、〇〇〇円
十三号	一〇、三〇〇円
十四号	九、六〇〇円

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十六年十月一日から適用する。
- 2 昭和二十六年九月三十日において改正前の別表に掲げる五号から十二号までの俸給を受ける検事及び一号から八号までの俸給を受ける副検事の同年十月一日における俸給の号俸は、検事についてはそれぞれ七号、八号、十号、十二号、十四号、十六号、十七号及び十八号とし、副検事についてはそれぞれ二号、四号、六号、八号、十号、十一号、十三号及び十四号とする。同日以後この法律の施行の日までの間に改正前の別表に掲げる五号から十二号までの俸給を受けるに至つた検事及び一号から八号までの俸給を受けるに至つた副検事のその受けるに至つた日における号俸についても、同様である。

3 検察官が昭和二十六年十月一日以後の分としてすでに支給を受けた俸給その他の給与は、この法律による俸給その他の給与の内払とみなす。

輸出信用保険法の一部を改正する法律

（昭和二十六年十一月三十日法律第二百八十一号）

輸出信用保険法（昭和二十五年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

- 第一条中「政府が再保険を行うことにより、」を削る。
- 第二条の見出しを「（甲種保険）」に改め、同条第二項を削り、第三項を第二項とし、以下順次一項ずつ繰り上げる。
- 第三条の前の見出しを削り、同条中「輸出信用保険」を「政府が再保険を引き受ける輸出信用保険」に改め、「損害保険」の下に「（以下「甲種保険」という。）」を加える。
- 第四条第一項中「輸出信用保険」を「甲種保険」に、同条第二項中「輸出信用保険契約」を「甲種保険」に、「その契約」を「保険契約」に、同条第三項中「輸出信用保険契約」を「保険契約」に改める。
- 第五条中「輸出信用保険」を「甲種保険」に改め、同条の次に次の五条を加える。

（乙種保険）

第五条の二 政府は、輸出者が、輸出契約に基いて政令で定める貨物を輸出した場合において、左の各号の一に該当する事由によつて当該輸出貨物の代金を回収することができないことにより受ける

輸出信用保険法の一部を改正する法律（二八一）



輸出信用保険法の一部を改正する法律(二八一)

二八八

損失(輸出貨物について生じた損失を除く。)をてん補する輸出信用保険(以下「乙種保険」という。)を引き受けることができる。

- 一 外国において実施される為替取引の制限又は禁止
- 二 仕向国における戦争、革命又は内乱
- 三 前二号に掲げるものの外、本邦外において生じた事由であつて、輸出契約の当事者の責に帰することができないもの

四 輸出契約の相手方の破産

五 輸出契約の相手方の六箇月以上の債務の履行遅滞(輸出者の責に帰することができないものに限る。)

2 政府は、保険契約の申込を承諾したときは、保険証券を作成し、保険契約者に交付する。

3 政府は、一会計年度内に引き受ける乙種保険の保険金額の総額が国会の議決を経た金額をこえない範囲内において、乙種保険を引き受けるものとする。

第五条の三 乙種保険においては、輸出契約に基く輸出貨物の代金(二以上の時期に分割して代金の決済を受けるべきときは、一の時期において決済を受けるべき当該代金の部分。以下同じ。)の額を保険価額とする。

2 乙種保険の保険金額が保険価額に百分の八十の範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額をこえるときは、そのこえる部分については、保険契約は、無効とする。

第五条の四 乙種保険において政府がてん補すべき額は、保険価額のうち第五条の二第一項各号の一

に該当する事由により輸出者が決済期(同項第五号に該当する事由によるときは、決済期後六箇月を経過した時。以下同じ。)までに回収することができない代金の額から左の各号に掲げる金額を控除した残額に、保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

一 当該事由の発生により支出を要しなくなった金額

二 決済期後に回収した金額

第五条の五 政府は、乙種保険の保険契約者、被保険者又は保険金を受け取るべき者が保険契約の条項に違反したときは、保険金の全部若しくは一部を支払わず、又は保険金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(保険料率)

第五条の六 甲種保険の再保険及び乙種保険の保険料率は、政府の支払う保険金及びこの法律の施行に伴い必要となる政府の事務取扱費を償うように、政令で定める。

第六条第一項中「保険会社は、再保険契約に基いて」を「保険会社又は乙種保険の被保険者若しくは保険金を受け取るべき者は、」に、「第二条第四項」を「第二条第三項又は第五条の五」に、同条第三項中「保険会社」を「保険会社又は乙種保険の被保険者若しくは保険金を受け取るべき者」に改める。

附 則

この法律は、昭和二十六年十二月一日から施行する。

輸出信用保険法の一部を改正する法律(二八一)

二八九



### 郵便振替貯金法の一部を改正する法律

(昭和二十六年十一月三十日  
法律第二百八十二号)

郵便振替貯金法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第十八条(払込、振替及び払出の料金) 払込、振替及び払出の料金は、左の通りとする。

一 払込

通常払込

払込金額千円以下の場合

十五円

同 千円をこえ、一万円以下の場合

二十五円

同 一万円をこえる場合

三十五円

電信払込

通常払込の料金と電信に関する料金を基準として省令で定める金額との合計額

二 振替

通常振替

十円

電信振替

通常振替の料金と電信に関する料金を基準として省令で定める金額との合計額

三 払出

通常現金払

払出金額千円以下の場合

二十円

同 千円をこえ、一万円以下の場合

三十五円

同 一万円をこえ、十万円以下の場合

五十円

小切手払

払出金額一万円以下の場合

十五円

同 一万円をこえる場合

三十円

電信現金払

通常現金払の料金と電信に関する料金を基準として省令で定める金額との合計額

小切手払に関する照会を電信でする場合における小切手払の料金は、前項に規定する料金の額と電信に関する料金を基準として省令で定める金額との合計額とする。

第十九条の見出し中「払込及び払出」を「払込、振替及び払出」に改め、同条第一項中「加入者が自己の口座に払込をし、」を「加入者があらかじめ指定した一の郵便局において自己の口座に払込をし、」に、「自己の口座に電信払込をする場合には、七十円を」を「加入者があらかじめ指定した一の郵便局において自己の口座に電信払込をする場合には、前条第一項第一号の省令で定める金額」に、「前条第三項に規定する小切手払の料金から同条第一項に規定する小切手払の料金を控除した金額」を「同条第二項の



省令で定める金額」に改め、同条第二項中「加入者から徴収する。」の下に「この場合において、第三十九条但書の規定により制限額をこえて発行された払出証書については、十万円又はその端数ごとに各別に払出証書を発行したものとみなして料金を徴収する。」を加え、同条第五項中「電信現金払の料金を」を「電信振替の料金、電信現金払の料金」に改める。  
第二十条第二項中「通常払込の料金」を「通常払込の料金及び加入者が自己の口座に払込をする場合における払込の料金」に改める。  
第三十九条を次のように改める。

第三十九条(払出証書の金額の制限)

払出証書の金額は、一枚につき、十万円以下とする。但し、加入者が自己を受取人に指定してする通常現金払の請求又は第十九条第四項に規定する通常現金払の請求に対して発行する払出証書については、この限りでない。  
第四十九条第二項中「十円」を「二十円」に改める。

附則

- 1 この法律は、昭和二十六年十二月一日から施行する。
- 2 郵便貯金法(昭和二十二年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。  
第十八条第二項及び第三十九条第二項中「十円」を「二十円」に改める。

外務省設置法

(昭和二十六年十二月一日  
法律第二百八十三号)

目次

- 第一章 総則(第一条—第四条)
- 第二章 本省
  - 第一節 内部部局(第五条—第十三条)
  - 第二節 附属機関(第十四条—第十六条)
  - 第三節 地方支分部局(第十七条—第十九条)
  - 第三章 外局(第二十条—第二十一条)
  - 第四章 在外公館(第二十二条—第二十五条)
  - 第五章 職員(第二十六条—第二十七条)
- 附則
- 第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、外務省の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。  
(設置)



第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項の規定に基いて、外務省を設置する。

2 外務省の長は、外務大臣とする。

(外務省の任務)

第三条 外務省は、左に掲げる国の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

- 一 外交政策の企画立案及びその実施
  - 二 通商航海に関する利益の保護及び増進
  - 三 外交官及び領事官の派遣及び接受
  - 四 条約その他の国際約束の締結
  - 五 国際機関及び国際会議への参加並びに国際協力の促進
  - 六 外国に関する調査
  - 七 内外事情の報道及び外国との文化交流
  - 八 海外における邦人の保護並びに海外渡航及び移住のあつ旋
  - 九 連合国最高司令官総司令部その他連合国最高司令官の下にある官憲との連絡及びこれに関連する各行政機関の事務の総合調整
  - 十 前各号に掲げるものの外、対外関係事務の処理及び総括
- (外務省の権限)

第四条 外務省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、条約、確立された国際法規及び法律(法律に基く命令を含む。)に従つてなされなければならない。

- 一 予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。
- 二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支払をすること。
- 三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。
- 四 所掌事務の遂行に直接必要な事務用品等を調達すること。
- 五 不用財産を処分すること。
- 六 職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。
- 七 職員の厚生及び保健のため必要な施設をし、及び管理すること。
- 八 職員に貸与する宿舍を設置し、及び管理すること。
- 九 所掌事務に関する文書、調査資料及び統計を頒布し、又は刊行すること。
- 十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。
- 十一 外務省の公印を制定すること。
- 十二 日本国政府を代表して外国政府と交渉し、国際機関及び国際会議に参加すること。
- 十三 全権委任状、大使及び公使の信任状及び解任状並びに領事官の委任状を作成してこれを交付すること。



- 十四 外国の外交使節の全権委任状、信任状及び解任状並びに外国の領事官の委任状を受理し、並びに外国の領事官の認可状を作成してこれを交付すること。
- 十五 条約その他の国際約束を締結し、解釈し、及び実施し、並びに涉外法律事項を処理すること。
- 十六 通商航海に関する利益を保護し、及び増進するために外国官憲との交渉、商取引のあつ旋等を行うこと。
- 十七 海外における邦人の生命、身体及び財産を保護するために外国官憲と交渉し、日本人相互及び日本人と外国人との間に生じた民事上の事件に関し和解をさせ、又は仲裁をし、並びに身分関係事項の届出を受理し、及び登録すること。
- 十八 日本人の海外渡航及び移住に関しあつ旋、保護その他必要な措置をとること。
- 十九 旅券を發給し、及び査証すること。
- 二十 出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)及び外国人登録令(昭和二十二年勅令第二百七号)による出入国の管理、外国人登録令による外国人の登録並びに出入国管理令、外国人登録令及び北緯三十度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に関する臨時措置令(昭和二十五年政令第二百二十七号)による退去強制に関する事務を行うこと。
- 二十一 在日外国人等の待遇に関する事務を行うこと。
- 二十二 日本と外国にわたる身分関係事項その他の事実について日本及び外国の官公署が發給した

文書を証明すること。

- 二十三 外交に関する事項の發表を行うこと。
- 二十四 外国人及び外国に在住する日本人に対する栄典の授与について推薦をすること。
- 二十五 所掌事務に係る社団法人又は財団法人につき許可又は認可を与えること。
- 二十六 朝鮮、台湾、樺太、関東州、南洋群島その他の地域における日本の公私の財産及び負債並びに企業その他の諸施設の整理につき必要な措置をとること。
- 二十七 邦人の引揚に関する事務を行うこと。
- 二十八 国又は地方公共団体の機関に対して、所掌事務の遂行に必要な調査、報告及び資料の提出を求めること。
- 二十九 前各号に掲げるものの外、法律(法律に基く命令を含む。)に基き外務省に属させられた権限並びに条約の実施及び確立された国際法規の履行のために必要な権限

第二章 本省

第一節 内部部局

(内部部局)

第五条 本省に、大臣官房及び左の六局を置く。

アジア局

欧米局

外務省設置法(二八三)



外務省設置法(二八三)

経済局

条約局

国際協力局

情報文化局

(特別な職)

第六条 大臣官房に、官房長を置く。

2 官房長は、大臣官房の事務を統括する。

3 経済局に、次長一人を置く。

4 次長は、局長を助け、局務を整理する。

5 本省に、顧問及び参与を置く。

6 顧問は、外交上の機務に参画し、参与は、外交政策の実施に参画する。

(大臣官房の事務)

第七条 大臣官房においては、外務省の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

一 所管行政の総合調整を行うこと。

二 所管行政の審査を行うこと。

三 法令案の審査を行うこと。

四 機密に関すること。

五 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

六 外交官及び領事官の派遣及び接受その他儀典に関すること。

七 外国人に対して栄典を授与すること及び外国勲章又は外国記章を日本人が受領することに関し

あつ、旋を行うこと。

八 公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

九 大臣の官印及び省印を管守すること。

十 文書の証明を行うこと。

十一 条約書その他の外交文書を保管すること。

十二 外交史料を編さんすること。

十三 翻訳を行うこと。

十四 函書を保管すること。

十五 電信を接受し、及び発送すること。

十六 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

十七 行政財産及び物品を管理すること。

十八 職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。

十九 前各号に掲げるものの外、外務省の所掌事務で他局及び他の機関の所掌に属しない事務に關

すること。

外務省設置法(二八三)



（アジア局の事務）

第八条 アジア局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 アジア諸国に関する外交政策の企画立案及びその実施の総合調整に関すること。
- 二 アジア諸国に関する政務の処理並びにこれに必要な情報の収集及び調査研究に関すること。
- 三 アジア諸国における邦人の生命、身体及び財産の保護に関すること。
- 四 朝鮮、台湾、樺太、関東州、南洋群島その他の地域に関する整理事務を行うこと。
- 五 邦人の引揚に関すること。
- 六 在外公館等借入金審査確認事務を行うこと。

（欧米局の事務）

第九条 欧米局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 アジア諸国以外の諸国に関する外交政策の企画立案及びその実施の総合調整に関すること。
- 二 アジア諸国以外の諸国に関する政務の処理並びにこれに必要な情報の収集及び調査研究に関すること。

- 三 アジア諸国以外の諸国における邦人の生命、身体及び財産の保護に関すること。
- 四 海外渡航、移住、旅券の発給及び査証に関すること。

（経済局の事務）

第十条 経済局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 通商航海に関する利益を保護し、及び増進すること。
- 二 国際経済機関との協力及び通商航海条約その他の通商経済上の協定に関すること。
- 三 国際経済事情の調査並びに国際経済に関する統計の作成及び資料の収集を行うこと。

（条約局の事務）

第十一条 条約局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 条約その他の国際約束の締結に関すること。
- 二 国際法及び涉外法律事項に関すること。

（国際協力局の事務）

第十二条 国際協力局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 国際機関及び国際会議への参加並びに国際行政に関すること。
- 二 連合国最高司令官総司令部その他連合国最高司令官の下にある官憲との連絡及びこれに関連する各行政機関の事務の総合調整に関すること。
- 三 連合国による日本の管理に関する文書及び記録の収集及び研究を行うこと。
- 四 連絡調整事務局に関すること。

（情報文化局の事務）

第十三条 情報文化局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 新聞、通信、放送その他の方法により、対外政策及び国際情勢の対内報道、対外政策及び国内



情勢の対外報道並びにこれに必要な情報の収集を行うこと。  
二 各国との文化交流及び国際文化機関との協力に関すること。

第二節 附属機関

(附属機関)

第十四条 本省に、左の附属機関を置く。

外務省研修所

在外公館等借入金整理準備審査会

(外務省研修所)

第十五条 外務省研修所は、外務省の職員に対して、その職務を行うに必要な訓練を行う機関とする。

2 外務省研修所は、東京都に置く。

3 外務省研修所に、所長を置く。

4 所長は、所務を掌理する。

5 前各項に規定するものを除く外、外務省研修所に関し必要な事項は、外務省令で定める。

(在外公館等借入金整理準備審査会)

第十六条 在外公館等借入金整理準備審査会に関しては、在外公館等借入金整理準備審査会法(昭和二十四年法律第七十三号)の定めるところによる。

第三節 地方支分部局

(地方支分部局)

第十七条 本省に、地方支分部局として、連絡調整事務局を置く。

(所掌事務)

第十八条 連絡調整事務局は、本省の所掌事務のうち、左に掲げる事務を分掌する。

一 連合国最高司令官総司令部その他連合国最高司令官の下にある官憲との連絡及びこれに関する各行政機関の事務の調整に関すること。

二 連合国による日本の管理に関する文書及び記録の収集に関すること。

三 引揚に関する調査及び旅券に関すること。

四 国際情勢の対内報道に関すること。

2 連絡調整事務局は、前項に掲げる事務の外、賠償庁の所掌に属する事務を分掌する。

3 連絡調整事務局の長は、前項に掲げる事務につき賠償庁長官の指揮監督を受ける。

(名称、位置及び管轄区域)

第十九条 連絡調整事務局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名	称	位	置	管	轄	区	域
札幌連絡調整事務局	札幌市			北海道			



仙台連絡調整事務局	仙台市	青森県	秋田県	岩手県	宮城県	山形県	福島県
横浜連絡調整事務局	横浜市	東京都(除く)	神奈川県	埼玉県	千葉県	群馬県	茨城県
横須賀連絡調整事務局	横須賀市	東京都(除く)	神奈川県	埼玉県	千葉県	静岡県	栃木県
大阪連絡調整事務局	大阪市	愛知県	岐阜県	三重県	富山県	石川県	福井県
福岡連絡調整事務局	福岡市	山口県	福岡県	佐賀県	長崎県	大分県	宮崎県

第三章 外局 (外局)

第二十条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基いて外務省に置かれる外局は、左の通りとする。

入国管理庁 (組織、所掌事務及び権限)

第二十一条 入国管理庁の組織、所掌事務及び権限は、入国管理庁設置令(昭和二十六年政令第三百

二十号)の定めるところによる。

第四章 在外公館

(在外公館)

第二十二条 外務省の機関として、在外公館を置く。

2 在外公館は、大使館、公使館、総領事館、領事館、総領事館分館、領事館分館、名誉総領事館及び名誉領事館とする。

(所掌事務及び権限)

第二十三条 在外公館は、外国において本省の所掌事務を行い、且つ、条約、確立された国際法規及び法律(法律に基く命令を含む。)に基いて在外公館に属させられた権限を行使する。

(名称及び位置)

第二十四条 在外公館の名称及び位置は、別に法律で定める。

2 特別の必要がある場合においては、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、前項の法律に定めるものの外、在外公館を増置することができる。

3 既に設置されている在外公館の種類を変更する必要がある場合において、特別の事情があるときは、政令で定めるところにより、当該在外公館の種類を変更することができる。

(在外公館長)

第二十五条 在外公館に、長(以下「在外公館長」という。)を置く。

外務省設置法(二八三)



- 2 大使館、公使館、総領事館、領事館、名誉総領事館及び名誉領事館の長は、それぞれ特命全権大使、特命全権公使、総領事、領事、名誉総領事及び名誉領事とする。
- 3 在外公館長は、外務大臣の命を受けて、在外公館の事務を統括する。
- 4 在外公館長に事故があり、又は在外公館長が欠けた場合においては、あらかじめ外務大臣が指定する職員が、その事務を代理する。

第五章 職員

(職員)

第二十六条 外務省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の定めるところによる。

(定員)

第二十七条 外務省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 外務省設置法(昭和二十四年法律第三十五号)は、廃止する。但し、従前の機関及び職員は、この法律に基く相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。
- 3 在外公館として、第二十二條第二項に定めるものの外、当分の間、日本政府在外事務所を置く。
- 4 日本政府在外事務所については、日本政府在外事務所設置法(昭和二十五年法律第五号)の定めるところによる。

めるところによる。

- 5 在外公館等借入金整理準備審査会法(昭和二十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。  
第三条第一項中「外務省管理局長」を「外務省アジア局長」に改め、同条第四項中「外務省管理局」を「外務省アジア局」に改める。
- 6 国家公務員のための国設宿舎に関する法律(昭和二十四年法律第十七号)の一部を次のように改正する。  
第十条に次の一号を加える。  
十三 在外公館の長

昭和二十六年度における国家公務員に対する年末手当の額の特例に関する法律

(昭和二十六年十二月一日 法律第二百八十四号)

国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律(昭和二十五年法律第二百六十六号)第一条に規定する職員に対する年末手当の額は、昭和二十六年度に限り、同法第二条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する職員の給与月額に、その者のその年中における同項に規定する在職期間に依り

昭和二十六年度における国家公務員に対する年末手当の額の特例に関する法律



て、左の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- 一 在職期間が六月以上の場合 百分の八十
- 二 在職期間が三月以上六月未満の場合 百分の四十八
- 三 在職期間が三月未満の場合 百分の二十四

附則

この法律は、公布の日から施行する。

博物館法

(昭和二十六年十二月一日  
法律第二百八十五号)

目次

- 第一章 総則(第一条—第九条)
- 第二章 登録(第十条—第十七条)
- 第三章 公立博物館(第十八条—第二十六条)
- 第四章 私立博物館(第二十七条・第二十八条)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の精神に基き、博物館の設置及び

運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管(育成を含む。以下同じ。)し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関(社会教育法による公民館及び図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)による図書館を除く。)のうち、地方公共団体又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人若しくは宗教法人が設置するもので第二章の規定による登録を受けたものをいう。

2 この法律において「公立博物館」とは、地方公共団体の設置する博物館をい、「私立博物館」と

は、民法第三十四条の法人又は宗教法人の設置する博物館をいう。

3 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料をいう。

(博物館の事業)

第三条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね左に掲げる事業を行う。

- 一 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。



- 二 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。
- 三 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。
- 四 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
- 五 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。
- 六 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
- 七 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。
- 八 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。
- 九 他の博物館、国立博物館、国立科学博物館等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。
- 十 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。
- 2 博物館は、その事業を行うに当つては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に

学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。

(館長、学芸員その他の職員)

第四条 博物館に、館長を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、博物館の任務の達成に努める。

3 博物館に、専門的職員として学芸員を置く。

4 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。

5 学芸員は、そのつかさどる専門的事項の区分に従い、人文科学学芸員又は自然科学学芸員と称する。

6 博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる。

7 学芸員補は、学芸員の職務を助ける。

(学芸員及び学芸員補の資格)

第五条 左の各号の一に該当する者は、文部省令の定めるところにより人文科学学芸員又は自然科学学芸員となる資格を有する。

- 一 学士の称号を有する者で、大学において博物館に関する科目の単位を修得したもの
- 二 学士の称号を有する者で、第六条の規定による学芸員の講習において博物館に関する科目の単位を修得したもの



- 三 大学に二年以上在学し、博物館に関する科目の単位を含めて六十二単位以上を修得した者で、三年以上学芸員補の職にあつたもの
- 四 大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得し、三年以上学芸員補の職にあつた者で、第六条の規定による学芸員の講習において博物館に関する科目の単位を修得したもの
- 五 六年以上学芸員補の職にあつた者で、第六条の規定による学芸員の講習において博物館に関する科目の単位を修得したもの
- 2 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十六条第一項の規定により大学に入学することのできる者は、学芸員補となる資格を有する。
- 3 第一項各号の規定により大学又は学芸員の講習において修得すべき博物館に関する科目の単位は、文部省令で定める。

（学芸員の講習）

第六条 学芸員の講習は、文部大臣の委嘱を受けた大学が行う。

2 前項の講習に関し必要な事項は、文部省令で定める。

（指導、助言）

第七条 文部大臣は、都道府県の教育委員会に対し、都道府県の教育委員会は、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び私立博物館に対し、その求めに応じて、博物館の設置及び運営に關して、専門的、技術的な指導又は助言を与えることができる。

（設置及び運営上望ましい基準）

第八条 文部大臣は、博物館の健全な発達を図るために、博物館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを教育委員会に提示するとともに一般公衆に対して示すものとする。

（博物館資料の輸送運賃及び料金）

第九条 博物館資料の日本国有鉄道による輸送に関する運賃及び料金については、国有鉄道運賃法（昭和二十三年法律第百十二号）第八条の規定の適用があるものとする。

第二章 登録

（登録）

第十条 地方公共団体又は民法第三十四条の法人若しくは宗教法人が、博物館を設置しようとするときは、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会に備える博物館登録原簿に登録を受けるものとする。

（登録の申請）

第十一条 前条の規定による登録を受けようとする者は、設置しようとする博物館について、左に掲げる事項を記載した登録申請書を都道府県の教育委員会に提出しなければならない。

- 一 設置者の名称及び民法第三十四条の法人又は宗教法人にあつてはその住所
- 二 名称
- 三 所在地



- 2 前項の登録申請書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。
  - 一 公立博物館にあつては、設置条例の写、館則の写、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積に関する書類、博物館資料の目録並びに館長の氏名及び学芸員の種別ごとの氏名を記載した書面
  - 二 私立博物館にあつては、当該法人の定款若しくは寄附行為の写又は当該宗教法人の規則の写、館則の写、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び収支の見積に関する書類、博物館資料の目録並びに館長の氏名及び学芸員の種別ごとの氏名を記載した書面

(登録要件の審査)

- 第十二条 都道府県の教育委員会は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、当該申請に係る博物館が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、備えていると認めるときは、同条第一項各号に掲げる事項及び登録の年月日を博物館登録原簿に登録するとともに登録した旨を当該登録申請者に通知し、備えていないと認めるときは、登録しない旨をその理由を附記した書面で当該登録申請者に通知しなければならない。
  - 一 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な博物館資料があること。
  - 二 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な学芸員その他の職員を有すること。
  - 三 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な建物及び土地があること。

四 一年を通じて百五十日以上開館すること。

(登録事項等の変更)

- 第十三条 博物館の設置者は、第十一条第一項各号に掲げる事項又は同条第二項に規定する添附書類の記載事項について変更があつたときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。
  - 2 都道府県の教育委員会は、第十一条第一項各号に掲げる事項に変更があつたことを知つたときは、当該博物館に係る登録事項の変更登録をしなければならない。

(登録の取消)

- 第十四条 都道府県の教育委員会は、博物館が第十二条各号に掲げる要件を欠くに至つたものと認めるとき、又は虚偽の申請に基いて登録した事実を発見したときは、当該博物館に係る登録を取り消さなければならない。但し、博物館が天災その他やむを得ない事由により要件を欠くに至つた場合においては、その要件を欠くに至つた日から二年間はこの限りでない。
  - 2 都道府県の教育委員会は、前項の規定による登録の取消をするに当つては、あらかじめ、当該博物館の設置者に対し、陳述する機会を与えなければならない。
  - 3 都道府県の教育委員会は、第一項の規定により登録の取消をしたときは、当該博物館の設置者に対し、すみやかにその旨を通知しなければならない。

(博物館の廃止)

博物館法(二八五)



**第十五条** 博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、すみやかにその旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

2 都道府県の教育委員会は、博物館の設置者が当該博物館を廃止したときは、当該博物館に係る登録をまつ消しなければならない。

（規則への委任）

**第十六条** この章に定めるものを除くほか、博物館の登録に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会の規則で定める。

（報告の義務）

**第十七条** 都道府県の教育委員会は、文部大臣に対し、その求めに応じて、当該教育委員会において登録した博物館に関し必要な事項について報告しなければならない。

### 第三章 公立博物館

（設置）

**第十八条** 公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

2 前項の条例に関する議案の作成及び提出については、教育委員会法（昭和二十三年法律第七十号）第六十一条に規定する事件の例による。

（所管）

**第十九条** 公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会の所管に属する。

（博物館協議会）

**第二十条** 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

**第二十一条** 博物館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

**第二十二条** 博物館協議会の設置、その委員の定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

2 前項の条例については、第十八条第二項の規定を準用する。

3 博物館協議会の委員については、社会教育法第十五条第三項及び第四項並びに第十九条の規定を準用する。

（入館料等）

**第二十三条** 公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。

（補助金の交付その他の援助）

博物館法（二八五）



**第二十四条** 国は、博物館の健全な発達を奨励するため必要があると認めるときは、博物館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内で、その維持運営に要する経費について補助金を交付し、その他必要な援助を行う。

**第二十五条** 前条の規定による補助金の交付は、博物館を設置する地方公共団体の各年度における博物館の維持運営に要する経費等の前年度における精算額を勘案して行うものとする。

2 前項の経費の範囲及び補助金交付の手續に關し必要な事項は、政令で定める。

(補助金の交付中止及び補助金の返還)

**第二十六条** 国は、博物館を設置する地方公共団体に対し第二十四条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、第一号の場合の取消が虚偽の申請に基いて登録した事実の発見に因るものである場合には、既に交付した補助金を、第三号及び第四号に該当する場合には、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

一 当該博物館について、第十四条の規定による登録の取消があつたとき。

二 地方公共団体が当該博物館を廃止したとき。

三 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。

四 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

#### 第四章 私立博物館

(都道府県の教育委員会との關係)

**第二十七条** 都道府県の教育委員会は、博物館に關する指導資料の作成及び調査研究のために、私立博物館に対し必要な報告を求めることができる。

(国及び地方公共団体との關係)

**第二十八条** 国及び地方公共団体は、私立博物館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき援助を与えることができる。

#### 附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月を経過した日から施行する。

(経過規定)

2 第五条第一項第二号に規定する学士の称号を有する者には、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による学士の称号を有する者及び文部省令でこれらの者と同等以上の資格を有するものとして定められた者を含むものとする。

3 第五条第一項第四号に規定する大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した者には、旧大学令、旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)、旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)又は旧教員養成諸学校官制(昭和二十一年勅令第二百八号)の規定による大学予科、高等学校高等科、専門学校及び教員養成諸学校を修了し、又は卒業した者及び文部省令でこれらの者と同等



以上の資格を有するものと定めた者を含むものとする。

4 第五条第一項第三号から第五号までに規定する学芸員補の職には、文部大臣の指定する博物館に相当する施設における学芸員補の職に相当する職又はこれと同等以上の職を含むものとする。

5 第五条第二項に規定する者には、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）、旧高等学校令又は旧青年学校令（昭和十四年勅令第二百五十四号）の規定による中等学校、高等学校尋常科又は青年学校本科を卒業し、又は修了した者及び文部省令でこれらの者と同等以上の資格を有するものと定めた者を含むものとする。

6 左の各号に掲げる者は、第五条の規定にかかわらず、この法律施行後三年間は、文部省令の定めるところにより人文科学学芸員又は自然科学学芸員となる資格を有するものとする。

一 旧大学令による学士の称号を有する者又は文部省令でこれらの者と同等以上の資格を有するものと定められた者で、博物館において学芸員補の職務に従事し、又は文部大臣の指定する博物館に相当する施設において学芸員補の職務に相当する職務若しくはこれと同等以上の職務に従事し、その従事期間が通じて一年以上であるもの

二 旧大学令、旧高等学校令、旧専門学校令又は旧教員養成諸学校官制の規定による大学予科、高等学校高等科、専門学校又は教員養成諸学校を修了し、又は卒業した者及び文部省令でこれらの者と同等以上の資格を有するものと定められた者で、博物館において学芸員補の職務に従事し、又は文部大臣の指定する博物館に相当する施設において学芸員補の職務に相当する職務若しくはこ

れと同等以上の職務に従事し、その従事期間が通じて三年以上であるもの

三 博物館において学芸員補の職務に従事し、又は文部大臣の指定する博物館に相当する施設において学芸員補の職務に相当する職務若しくはこれと同等以上の職務に従事し、その従事期間が通じて十年以上であるもの

四 都道府県の教育委員会の推薦に基いて、文部大臣が前三号に掲げる者と同等以上の資格を有するものと認定した者

7 前項第三号又は第四号の規定により学芸員となる資格を有する者は、この法律施行後三年以内に第六条の規定による学芸員の講習において第五条第一項第五号及び第三項に規定する博物館に関する科目の単位を修得した場合においては、この法律施行後三年を経過した日以後においても、第五条の規定にかかわらず、文部省令の定めるところにより人文科学学芸員又は自然科学学芸員となる資格を有するものとする。

8 この法律施行の際、現に教育委員会の置かれていない市町村にあつては、教育委員会が設置されるまでの間、第七条中「市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会」と、第八条中「教育委員会」とあるのは、それぞれ「市町村長（特別区の区長を含む。）」と読み替え、第十九条及び第二十条中「地方公共団体の教育委員会」とあるのは、「地方公共団体の長」と読み替えるものとする。

9 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。  
（地方税法の改正）

博物館法（二八五）



未復員者給与法等の一部を改正する法律（二八六）

三二二

第七十五条第三項中「これらに類する場所」の下に「（博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項の博物館を除く。）」を加える。

第二百九十六条中「私立学校法第六十四条第四項の法人、」の下に「博物館法第二条第一項の博物館を設置することを主たる目的とする民法第三十四条の法人、」を加える。

第三百四十八条第二項第八号中「並びに民法第三十四条の法人」を「、民法第三十四条の法人」に改め、「図書館において直接その用に供する固定資産」の下に「及び同条の法人又は宗教法人がその設置する博物館法第二条第一項の博物館において直接その用に供する固定資産」を加える。

### 未復員者給与法等の一部を改正する法律

（昭和二十六年十二月三日）  
法律第二百八十六号

第一条 未復員者給与法（昭和二十二年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「二千二百円」を「二千三百円」に改める。

第八条の二第二項中「前項」を「前二項」に、同条第三項中「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

厚生大臣は、前項の規定による療養を受けている者が同項の期間を経過する日において、なお、引き続き療養を要するものと認められた場合においては、その期間の経過後においても更に三年間その者に対し、必要な療養を行うことができる。

第八条の十の次に次の三条を加える。

第八条の十一 厚生大臣又は都道府県知事は、療養等の支給に關して必要があると認めるときは、療養等の支給を受けようとする者その他の関係人に対し、必要な報告をさせることができる。

第八条の十二 厚生大臣又は都道府県知事は、療養等の支給に關して必要があると認めるときは、その職員に、療養等の支給に關係のある病院又は診療所に立ち入らせ、診療録その他の帳簿書類を検査させ、又は療養等の支給を受けようとする者その他の関係人に対し、質問させることができる。前項の規定により立ち入り、検査し、又は質問する職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

第一項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第八条の十三 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。  
一 第八条の十一の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者  
二 前条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

一九、〇〇〇円	甲	三八、〇〇〇円	甲
一七、〇〇〇円		三四、〇〇〇円	

未復員者給与法等の一部を改正する法律（二八六）

三二三



別表第一金額の欄中

一五、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
一三、五〇〇円	二七、〇〇〇円
一二、〇〇〇円	二四、〇〇〇円
一〇、五〇〇円	二一、〇〇〇円
九、〇〇〇円	一八、〇〇〇円
七、五〇〇円	一五、〇〇〇円
六、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
四、八〇〇円	九、六〇〇円
三、六〇〇円	七、二〇〇円
二、四〇〇円	四、八〇〇円
一、六〇〇円	三、二〇〇円
八〇〇円	一、六〇〇円

を

に改める。

**第二条** 未復員者給与法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「第八条の二第二項及び第三項並びに」を「第八条の二第二項から第四項まで及び」に改める。

附則第四条中「三年」を「三年（第二条第二項において準用する第八条の二第二項の規定により療養を受ける者については、その療養を受けることのできる期間）」に改める。

**附則**

- この法律は、公布の日から施行し、遺骨引取に要する経費に関する部分の規定は、昭和二十六年十一月一日以後に支給事由の生じたものについて、障害一時金に関する部分の規定は、昭和二十六年四月一日以後に支給事由の生じたものについて適用する。
- 昭和二十六年十月三十一日以前に支給事由の生じた遺骨引取に要する経費又は昭和二十六年三月三十一日以前に支給事由の生じた障害一時金で、この法律施行の際、未だ支給していないものは、なお、従前の規定により支給する。



### 物品税法の一部を改正する法律

(昭和二十六年十二月三日  
法律第二百八十七号)

物品税法(昭和十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。  
第三条の次に次の一条を加える。

**第三条ノ二** 第一種又ハ第二種ノ物品ニ課セラレタル物品税ハ当該物品ノ消費者ガ之ヲ負担スベキ建前ノモノトス

前項ノ物品ノ消費者トハ販売ノ目的以外ノ為ニ又ハ自己ニ於テ若ハ他ニ委託シテ加工ヲ為サントスル目的ノ為ニ当該物品ヲ購入スル者ヲ謂フ

第十六条ノ三の次に次の一条を加える。

**第十六条ノ四** 第一種又ハ第二種ノ物品ノ製造者又ハ販売者ハ当該物品ノ販売ニ係ル取引ノ決済ヲ為サントスルトキハ其ノ決済上受領スベキ金額ニ付テハ当該物品ニ付第四条ノ規定ニ依リ徴収セラレタル又ハ徴収セラレベキ物品税額ト他ノ金額ト區別シテ之ヲ為スベシ

第一種又ハ第二種ノ物品ノ製造者又ハ販売者ハ当該物品ヲ販売シタルトキハ当該物品ニ付第四条ノ規定ニ依リ徴収セラレタル又ハ徴収セラレベキ物品税額ヲ記載シタル其ノ販売ノ事実ヲ証スル書類ヲ当該物品ノ購入者ニ交付スベシ

第一種又ハ第二種ノ物品ノ製造者又ハ販売者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ販売セムトスル当該物品

ニ付第四条ノ規定ニ依リ徴収セラレタル又ハ徴収セラレベキ物品税額ヲ表示スベシ

前二項ノ規定ハ第一種ノ物品ニシテ製造場ヨリ移出スル時ニ於ケル其ノ物品ノ価格一個又ハ一組ニ付一万円ニ滿タザルモノニ付テハ之ヲ適用セザルモノトシ第一種ノ物品ニシテ其ノ性質、形状等ニ依リ一個又ハ一組ヲ以テ取引ノ単位ト為シ難キモノ及第二種ノ物品ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ適用セズ

#### 附則

1 この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。

2 改正後の物品税法第十六条ノ四の規定は、この法律施行前第一種又は第二種の物品の製造者又は販売者の販売した第一種又は第二種の物品及びこの法律施行の際第一種又は第二種の物品の製造場以外の場所において販売者が所持する第一種又は第二種の物品については適用しない。

### 日本専売公社法の一部を改正する法律

(昭和二十六年十二月三日  
法律第二百八十八号)

日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項を次のように改める。

2 職員が前項第一号の規定に該当して休職にされた場合における休職の期間は、公務上負傷し、又日本専売公社法の一部を改正する法律(二八八)



は疾病にかかり、同号の規定に該当して休職にされた場合を除き、三年をこえない範囲内において、休養を要する程度に応じ、総裁が定める。休職の期間中その職員についてその故障が消滅したときは、総裁は、すみやかにその者を復職させなければならぬ。

第二十三条第四項後段を削り、同項の次に次の五項を加える。

- 5 職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、第一項第一号の規定に該当して休職にされた場合においては、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。
- 6 職員が結核性疾患にかかり、第一項第一号の規定に該当して休職にされた場合においては、前項に規定する場合を除き、その休職の期間が満二年に達するまでは、これに俸給、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給することができる。
- 7 職員が結核性疾患以外の心身の故障により、第一項第一号の規定に該当して休職にされた場合においては、第五項に規定する場合を除き、その休職の期間が満一年に達するまでは、これに俸給、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給することができる。
- 8 職員が第一項第二号の規定に該当して休職にされた場合においては、その休職の期間中、俸給、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の六十以内を支給することができる。
- 9 休職者には、本条に規定するものを除き、給与を支給しない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

## 旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律

(昭和二十六年十二月三日  
法律第二百八十九号)

(目的)

第一条 この法律は、旧外貨債処理法(昭和十八年法律第六十号。以下「旧法」という。)による外貨債の借換に際し、不当な取扱がされたと認められる者等の権利を回復するため、その不当な取扱により借り換えられた外貨債の証券の一部を有効なものとする等の措置を講ずることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「外貨債」とは、旧法第一条に規定する外貨債及び名古屋市五分利付英貨八十万ポンド公債をいう。

2 この法律において「邦貨債」とは、旧法第二条第一項に規定する借換のため同項の規定により当該外貨債に代えて発行された国債、地方債及び社債をいう。

(借り換えられた外貨債証券の一部の有効)

第三条 旧法第二条第一項の規定により邦貨債に借り換えられた外貨債であつて左の各号の一に該当するものの証券のうち、当該借換に際し、当該証券につき穴あけ、記載事項のまつ消その他当該証券を無効とする行為がされなかつたもので大蔵大臣の指定するものは、当該外貨債の元金の支払義務については、当該借換の日にかかのばつて有効なものとする。

旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律(二八九)



旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律(二八九)

三三〇

一 当該借換について、当該外貨債の証券の所有者の承諾を得なかつたもの  
二 当該借換の日において質権の目的となつていたもので、当該借換について当該質権の権利者の承諾を得なかつたもの

三 昭和十六年十二月八日以後日本国と外国との間の戦争状態の発生に伴い、当該外国の法令に基づき清算に付され、又は敵産として管理に付されたもの

2 大蔵大臣は、前項の指定をしたときは、当該外貨債の証券の銘柄、額面金額、記号及び番号を告示する。

(外貨債の利札の一部の有効)

第四条 前条第一項の外貨債の証券の利札で旧法第四条第二項の規定により無効となつたものは、当該利札に係る利子の支払義務については、当該外貨債の旧法第二条第一項の規定による借換(以下「借換」という。)の日にさかのぼつて有効なものとする。

2 前条第一項の外貨債の証券の利札で、これにつき旧外国為替管理法(昭和十六年法律第八十三号)に基く命令による支払(利札と引換による支払を除く。)がされ、旧法第十八条第一項の規定により無効となつたものは、当該利札に係る利子の支払義務については、当該支払の日にさかのぼつて有効なものとする。

3 外貨債の利札で、これにつき旧敵産管理法(昭和十六年法律第九十九号)に基く命令による支払が

され、旧法第十八条第一項の規定により無効となつたものは、当該利札に係る利子の支払義務については、当該支払の日にさかのぼつて有効なものとする。

(地方債又は社債である外貨債の元利支払義務の政府承継)

第五条 第三条第一項の規定によりその証券が有効なものとなる外貨債が地方債又は社債であるときは、その元利支払義務(利子の支払義務については、前条第一項又は第二項の規定により有効なものとなる利札に係る利子の支払義務に限る。)は、当該外貨債の借換の日(前条第二項の規定により有効なものとなる利札に係る利子の支払義務については、当該利札についての同項に規定する支払の日)にさかのぼつて、政府が承継する。

2 前条第三項の規定により有効なものとなる利札が地方債又は社債の利札であるときは、これに係る利子の支払義務は、当該利札についての同項に規定する支払の日にさかのぼつて、政府が承継する。

3 元金の償還のためのくじびきに当せんし、昭和十八年三月三十一日において当該元金がまだ支払われていなかつた大阪市築港公債で、その償還金又は利子の支払金が旧敵産管理法に基く命令により政府の指定する者に払い込まれ、同法第三条の規定によりその発行者がその債務を免かれたものについては、その発行者は、その債務を免かれなかつたものとし、当該公債の元利支払義務は、当該支払の日にさかのぼつて、政府が承継する。

(借換価額相当額の政府への納付)

旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律(二八九)

三三一



第六条 第三条第一項の規定によりその証券が有効なものとされる外貨債(閉鎖機関株式会社横浜正金銀行又は株式会社大阪銀行が旧敵産管理法施行令(昭和十六年勅令第百七十九号)第四条第一項の規定により選任された敵産管理人として旧法第二条第一項の規定により借り換えたものを除く。)の借換により邦貨債を取得した者(その者の包括承継人を含む。)は、大蔵大臣の指定する日までに、左の各号に掲げる金額の合計額に相当する金額を政府に納付しなければならない。

- 一 当該外貨債の借換価額
- 二 当該邦貨債の利子のうち、当該日(当該邦貨債が台湾電力株式会社又は東洋拓殖株式会社の発行した社債であるときは、それぞれ昭和二十年四月十五日又は同年九月十五日)までに支払期日の到来したものの金額から、その百分の三十に相当する金額を控除した金額
- 2 前項の規定により納付しなければならない者は、その者が同項に規定する外貨債の借換により取得した邦貨債及び同項に規定する大蔵大臣の指定する日までに支払期日の到来したその利札(その利札が台湾電力株式会社又は東洋拓殖株式会社が発行した社債の利札であるときは、それぞれ昭和二十年四月十五日又は同年九月十五日までに支払期日の到来した利札)をもつて同項の規定により納付すべき金額の全部又は一部を納付することができる。
- 3 前項の規定による納付に充てる邦貨債の収納価額は、その発行価額(その邦貨債について利札が附されている場合において、当該利札(第一項に規定する大蔵大臣の指定する日までに支払期日の到来したもの)(当該利札が台湾電力株式会社又は東洋拓殖株式会社の発行した社債の利札であるときは、それぞれ昭和二十年四月十五日又は同年九月十五日までに支払期日の到来した利札)をもつて同項の規定による納付に充てる利札の収納価額は、その券面金額からその百分の三十に相当する金額を控除した金額による。

きは、それぞれ昭和二十年四月十五日又は同年九月十五日までに支払期日の到来したものに限り、(を除外)のうち欠けたものがあるときは、これに相当する金額を控除した額)によるものとし、同項の規定による納付に充てる利札の収納価額は、その券面金額からその百分の三十に相当する金額を控除した金額による。

- 4 第二項の規定による納付に充てるものの収納の手續に關し必要な事項は、政令で定める。
- 5 第四条第二項の規定により有効なものとされる利札(第一項に規定する外貨債の利札に限る。)について同項に規定する支払を受けた者(その者の包括承継人を含む。)は、大蔵大臣の指定する日までに、その支払を受けた金額からその百分の三十に相当する金額を控除した金額に相当する金額を政府に納付しなければならない。
- 6 第一項又は前項の規定により納付しなければならない者が閉鎖機関令(昭和二十二年勅令第七十号)第一条に規定する閉鎖機関である場合において、その者が同令第十一条に基く命令の規定の適用により第一項又は前項の規定による納付金額の一部を納付することができないときは、その者が第一項又は前項の規定により納付すべき金額は、これらの規定にかかわらず、これらの項の規定による納付金額からその納付することができない金額を控除した金額とし、この場合においては、その納付すべき金額を分割して納付することができるものとする。
- 7 第一項及び第五項において「その者の包括承継人」とは、当該者が死亡し、又は合併に因り解散した場合におけるその相続人、受遺者、合併後存続する法人及び合併に因り設立された法人をい、旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律(二八九)



旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律(二八九)

三三四

本項中「当該者」とあるのを「本項に規定する相続人、受遺者、合併後存続する法人及び合併に因り設立された法人」と読み替えた場合において該当する者を含む。

(横浜正金銀行等からする政府への譲渡及び納付)

- 第七条** 第三条第一項の規定によりその証券が有効なものとされる外貨債が、前条第一項に規定する銀行が旧敵産管理法施行令第四条第一項の規定により選任された敵産管理人として旧法第二条第一項の規定により借り換えたものであるときは、当該銀行及び株式会社東京銀行は、連合国財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号)の規定にかかわらず、政令で定める手続により、大蔵大臣の指定する日までに、当該借換により邦貨債を取得した者(前条第七項に規定するその者の包括承継人を含む。)のためにその管理する当該邦貨債及びその利札(当該邦貨債について利札が附されていなくときは、当該邦貨債に係る利子債権)を、当該邦貨債を取得した者に代り、政府に無償で譲渡し、且つ、当該邦貨債を取得した者のためにその管理する左の各号に掲げるものの金額に相当する金額を、当該邦貨債を取得した者に代り、政府に納付しなければならない。
- 一 当該外貨債の借換に際し旧法第二条第三項の規定により支払われた金銭
  - 二 当該邦貨債について償還を受けた元金及び支払を受けた利子(その支払の際課せられた所得税の額を含まないものとする。)
  - 三 当該外貨債の証券に附属する利札について旧外国為替管理法に基く命令により支払を受けた利子(その支払の際課せられた所得税の額を含まないものとする。)

四 当該銀行が前三号に掲げるものを管理している間にそのものから生じた果実

2 前条第六項の規定は、前項の場合について準用する。

3 前条第一項から第四項までの規定は、第一項に規定する銀行が、同項に規定する邦貨債を取得した者のために当該邦貨債及びその利札(当該邦貨債について利札が附されていないときは、当該邦貨債に係る利子債権)並びに同項第一号、第二号及び第四号に掲げるもの(同項第四号に掲げるものについては、同項第一号及び第二号に掲げるものに係るものに限る。以下本条において同じ。)の全部又は一部を管理していない場合における当該邦貨債を取得した者について準用する。この場合において前条第一項中「第三条第一項の規定によりその証券が有効なものとされる外貨債(閉鎖機関株式会社横浜正金銀行又は株式会社大阪銀行が旧敵産管理法施行令(昭和十六年勅令第千百七十九号)第四条第一項の規定により選任された敵産管理人として旧法第二条第一項の規定により借り換えたものを除く。)」とあるのは、「第七条第一項に規定する外貨債」と読み替えるものとする。

4 前項の場合において、第一項に規定する銀行が、同項に規定する邦貨債を取得した者に代り、同項の規定による譲渡又は同項第一号、第二号及び第四号に掲げるものの金額に相当する金額の納付をしたときは、当該譲渡に係る邦貨債若しくはその利札(前項において準用する前条第一項に規定する大蔵大臣の指定する日までに支払期日の到来しているものに限る。)の第六条第三項に規定する取納価額、当該譲渡に係る邦貨債の利子債権の債権金額からその百分の三十に相当する金額を控除した金額又は当該納付金額に相当する金額については、当該邦貨債を取得した者が、これを前項に

旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律(二八九)

三三五



において準用する前条第一項の規定による政府に納付したものとみなす。

- 5 前条第五項の規定は、第一項に規定する銀行が、同項に規定する邦貨債を取得した者のために同項第三号及び第四号に掲げるもの(同項第四号に掲げるものについては、同項第三号に掲げるものに係るものに限る。以下本条において同じ。)の全部又は一部を管理していない場合における同項第三号に規定する利子の支払を受けた者について準用する。この場合において、前条第五項中「利札(第一項に規定する外貨債の利札に限る。)」とあるのは、「第七条第一項に規定する外貨債の利札」と読み替えるものとする。

- 6 前項の場合において、第一項に規定する銀行が、同項に規定する邦貨債を取得した者に代り、同項の規定による同項第三号及び第四号に掲げるものの金額に相当する金額の納付をしたときは、当該納付金額に相当する金額については、当該邦貨債を取得した者が、これを前項において準用する前条第五項の規定により政府に納付したものとみなす。

(国債整理基金特別会計への繰入等)

- 2 政府は、第六条第一項若しくは第五項(前条第五項において準用する場合を含む。)若しくは前条第八條 政府は、第六条第一項(前条第三項において準用する場合を含む。以下本条において同じ。)の規定による納付が同条第二項(前条第三項において準用する場合を含む。以下本条において同じ。)の規定により国債でされたときは、当該国債を国債整理基金特別会計の所屬に移さなければならぬ。

- 2 政府は、第六条第一項若しくは第五項(前条第五項において準用する場合を含む。)若しくは前条

第一項の規定による納付が現金でされたとき、第六条第一項の規定による納付が同条第二項の規定により国債の利札でされたとき、又は前条第一項の規定により国債の利札(当該国債について利札が附されていないときは、当該国債に係る利子債権)が譲渡されたときは、当該現金、当該利札の第六条第三項に規定する収納価額及び当該利子債権の債権金額からその百分の三十に相当する金額を控除した金額に相当する金額を、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

- 3 政府は、第六条第一項の規定による納付が同条第二項の規定により地方債、社債若しくはこれらの利札でされた場合又は前条第一項の規定により地方債、社債若しくはこれらの利札(当該地方債又は社債について利札が附されていないときは、これらのものに係る利子債権)が譲渡された場合において、当該地方債、社債、利札又は利子債権を処分したときは、当該処分因る収入金額に相当する金額を、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

- 4 前二項の規定による繰入があつた場合においては、その繰り入れられた金額について、国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第二条第一項の規定による一般会計からの繰入があつたものとみなす。

- 5 国債整理基金特別会計において、第一項の規定により国債を受け入れた場合においては、直ちに当該国債を、第二項又は第三項の規定による繰入を受けた場合においては、直ちにその繰入を受けた金額に相当する額の一般会計の負担に属する国債を、それぞれ償却しなければならない。

旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律(二八九)



旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律(二八九)

三三八

(質権の保護)

**第九条** 第三条第一項の規定によりその証券が有効なものとされる外貨債を目的とした質権で、旧法第二条第四項の規定により当該外貨債に代えて発行された邦貨債又は同条第三項の規定により支払われる金銭の上に存せしめられているものは、当該外貨債に係る第三条第二項の告示があつた日において消滅し、当該質権の権利者が当該外貨債の証券を占有しているときは、当該外貨債の上に存する。

(特別経理会社等の経理の特例)

**第十条** 企業再建整備法(昭和二十一年法律第四十号)第二十四条に規定する特別経理株式会社で同条又は同法第二十五条に規定する仮勘定を設けているものは、第六条第一項又は第五項の規定により当該会社が政府に納付すべき金額については、これを仮勘定として貸借対照表の資産の部に計上し、第三条第一項の規定によりその証券が有効なものとされる外貨債でその借換の際当該会社が有していたものについては、その価額を零として評価するものとし、当該外貨債の評価額が確定した場合(当該評価額が零として確定した場合を除く。)においては、当該会社が第六条第一項又は第五項の規定により政府に納付すべき金額を限度として、その確定した評価額を、仮勘定として貸借対照表の負債の部に計上しなければならない。

2 前項の規定の適用を受ける特別経理株式会社については、企業再建整備法第二十六条第一項中「前二条」とあるのを「前二条又は旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律(二八九)」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 金融機関再建整備法(昭和二十一年法律第三十九号)第三十七条第一項に規定する調整勘定を設けている金融機関は、第六条第一項又は第五項の規定により当該金融機関が政府に納付すべき金額については、これを当該調整勘定において経理し、第三条第一項の規定によりその証券が有効なものとされる外貨債でその借換の際当該金融機関が有していたものについては、当該金融機関が金融機関経理応急措置法(昭和二十一年法律第六号)第一条第一項に規定する指定時において有していた旧勘定に属する資産として、これを当該調整勘定において経理しなければならない。

(他の法令との関係)

**第十一条** 第七条第一項の規定により政府に譲渡された邦貨債及びその利札(当該邦貨債について利札が附されていないときは、利子債権)並びに同項の規定により政府に納付されたもので連合国財産の返還等に関する政令第二条第三項に規定する連合国財産であるものは、同令の規定にかかわらず、当該譲渡又は納付の日から連合国財産でなくなるものとする。

2 第六条又は第七条の規定によりしなければならない取引又は行為については、外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条、第二十八条、第三十条から第三十三条まで及び第四十五条並びにこれらの規定に基づく命令の規定は、適用しない。

(報告義務)

**第十二条** 大蔵大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、旧法第二条第一項に規定する旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律(二八九)

三三九



日本輸出銀行法の一部を改正する法律(二九〇)  
国民金融公庫法の一部を改正する法律(二九一)

三四〇

定する外貨債の発行者、邦貨債の元利支払事務の委託を受けていた者及び第七条第一項に規定する銀行から報告を徴することができる。

附則

この法律中第一条から第五条まで、第九条及び第十二条の規定は、公布の日から、その他の規定は、昭和二十七年四月一日から施行する。

日本輸出銀行法の一部を改正する法律

(昭和二十六年十二月三日)  
法律第二百九十号

日本輸出銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号)の一部を次のように改正する。  
第四条第一項中「百五十億円」を「百七十億円」に改め、同条第二項中「百億円」を「百二十億円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

国民金融公庫法の一部を改正する法律

(昭和二十六年十二月三日)  
法律第二百九十一号

国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。  
第五条第一項中「六十億円」を「七十億円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

日本国有鉄道法の一部を改正する法律

(昭和二十六年十二月三日)  
法律第二百九十二号

日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。  
第三十条第二項を次のように改める。

- 2 職員が前項第一号の規定に該当して休職された場合における休職の期間は、公務上負傷し、又は疾病にかかり、同号の規定に該当して休職にされた場合を除き、三年をこえない範囲内において、休養を要する程度に応じ、総裁が定める。休職の期間中その職員についてその故障が消滅したときは、総裁は、すみやかにその者を復職させなければならぬ。
- 3 第三十条第四項後段を削り、同項の次に次の五項を加える。
- 5 職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、第一項第一号の規定に該当して休職された場合においては、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。

日本国有鉄道法の一部を改正する法律(二九二)

三四一



一般会計の歳出の財源に充てるための資金運用部特別会計からする繰入金に関する法律(二九三)

三四二

- 6 職員が結核性疾患にかかり、第一項第一号の規定に該当して休職にされた場合においては、前項に規定する場合を除き、その休職の期間が満二年に達するまでは、これに俸給、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給することができる。
- 7 職員が核結性疾患以外の心身の故障により、第一項第一号の規定に該当して休職にされた場合においては、第五項に規定する場合を除き、その休職の期間が満一年に達するまでは、これに俸給、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給することができる。
- 8 職員が第一項第二号の規定に該当して休職にされた場合においては、その休職の期間中、俸給、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の六十以内を支給することができる。
- 9 休職者には、本条に規定するものを除き、給与を支給しない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

### 一般会計の歳出の財源に充てるための資金運用部特別会計からする繰入金に関する法律

(昭和二十六年十二月五日  
法律第二百九十三号)

政府は、一般会計の歳出の財源に充てるため、昭和二十六年年度において、資金運用部特別会計の積

立金を一般会計に繰り入れることができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

### 食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二十六年十二月五日  
法律第二百九十四号)

- 食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律(昭和二十六年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。
- 本則中「政府は」を「1 政府は」に、「四十一億六千六百六十四万五千円」を「百四十三億四千八百六十六万一千円」に改め、本則に第二項として次の一項を加える。
- 2 政府は、前項の規定による繰入金のうち百億円を限り、後日食糧管理特別会計から、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律(二九四)

三四三



農業共済再保険特別会計における家畜再保険金の支払財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律(二九五)  
米国対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律(二九六)

農業共済再保険特別会計における家畜再保険金の支払財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律

(昭和二十六年十二月五日)  
法律第二百九十五号

政府は、昭和二十五年に於ける乳牛の結核病、牛の流行性感冒及び馬の伝染性貧血の異常発生に伴う農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)に基く家畜再保険金の支払の財源に充てるため、昭和二十六年に於いて、一般会計から、二億一千三百四十万三千円を限り、農業共済再保険特別会計家畜勘定に繰り入れることができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

米国対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律

(昭和二十六年十二月五日)  
法律第二百九十六号

米国対日援助物資等処理特別会計法(昭和二十五年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。  
第三条第三項中「援助役務の」を「援助役務に係る分については、その」に改め、「金額とし、」の下に

「軍払下物資に係る分については、その売払代金の金額から当該物資に関する諸掛の金額及び政令で定める金額の合計額を控除した金額とし、」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律

(昭和二十六年十二月六日)  
法律第二百九十七号

行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。  
第一条中「(二箇月以内の期間を定めて雇用される者を除く。)」を「(二月以内の期間を定めて雇用される者及び休職者を除く。)」に改める。  
第二条第一項の表を次のように改める。

行政機関の区分	定員	備考
本府	一、七六九人	
統計委員会	五七人	

行政機関職員定員法の一部を改正する法律(二九七)



行政機関職員定員法の一部を改正する法律（二九七）

公正取引委員会	二四一人	
全国選挙管理委員会	四四人	
国家公安委員会		
国家地方警察	四五、二八〇人	うち三〇、〇〇〇人は、警察官とする。
国家消防庁	一一二人	
地方財政委員会	一二七人	
外国為替管理委員会	七四人	
首都建設委員会	二一人	
電波監理委員会	三、〇五四人	
公益事業委員会	七九七人	
土地調整委員会	一八人	
官内庁	九五二人	
特別調達庁	五、一七三人	
賠償庁	四七人	

総理府

外務省	本省	一、五四二人	
	入国管理庁	七七四人	
計		二、三一六人	
法務府	本府	四一、五五六人	うち一〇、九〇七人は、検察庁の職員とする。
	中央更生保護委員会 司法試験管理委員会	一、一四六人 一人	
計		四二、七〇二人	
行政管理庁	地方自治庁	五二人	
	北海道開発庁	三、〇九九人	
	計	六〇、九七五人	

行政機関職員定員法の一部を改正する法律（二九七）



大蔵省		文部省	
本省	証券取引委員会 公認会計士管理委員会 国税庁 造幣庁 印刷庁	本省	文化財保護委員会
計	一二、五四四人 一一〇人 一〇人 五二、〇二〇人 一、八三二人 八、一二一人	計	六二、一九八人 三八二人
本省	七四、六三七人	本省	四四、一八四人
			うち六〇、六三一人は、国立学校の職員とする。

厚生省		農林省		通商産業省	
引揚援護庁	計	本省	食糧庁 林野庁 水産庁	本省	資源庁 工業技術庁 特許庁 中小企業庁
一、七七九人	四五、九六三人	二五、八七二人 二八、一一六人 二二、一一五人 一、三二九人	計	七、七二五人 五八八人 四、四一七人 六七二人 一六六人	七七、四三二人



本省	電氣通信省	郵政省	運輸省			
			計	航空庁	海難審判庁	海上保安庁 船員労働委員会
一九、九七九人	一四三、四五二人	二四六、四九六人	二七、三一一人	四五三人	一三、〇六九人 九〇人	一三、六四五人 五四人
						計 一三、五六八人

経済安定本部 外資委員会	建設省	労働省			
		計	中央労働委員会 公共企業体仲裁委員会 国有鉄道中央調停委員会 専売公社中央調停委員会 国有鉄道地方調停委員会 専売公社地方調停委員会	本部 物価庁 経済調査庁 外資委員会	本省
一、九四一人 一五人	一〇、一五二人	二〇、一八七人	九〇人 一六人 一三人 一〇人 四九人 三〇人	六三二人 一六九人	



	計		計
合		二、七五七人	
	計		八三〇、五二八人

同条第三項中「三千五十五人」を「二千七百四十人」に改め、同条第五項中「五千人」を「二千六百人」に改める。

附則

- この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。
- 改正後の行政機関職員定員法第二条第一項の規定にかかわらず、昭和二十七年九月三十日までの間は、通商産業省の本省の職員の定員は、八千八百八十四人とし、同年十月一日から同年十二月三十一日までの間は、通商産業省の本省の職員の定員は、八千七十一人とする。
- 各行政機関においては、改正後の行政機関職員定員法第二条の規定による定員（通商産業省の本省の職員については八千八百八十四人）をこえる員数の職員は、昭和二十七年六月三十日までの間は、定員の外に置くことができる。

裁判所職員定員法等の一部を改正する法律

（昭和二十六年十二月六日）  
法律第二百九十八号

第一条 裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 裁判官以外の裁判所の職員（執行吏、非常勤職員、二箇月以内の期間を定めて雇用される者及び休職者を除く。）の員数は、二万四百三十五人とする。

第二条 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項及び第五十六条の二第一項中「別に法律で定める員数の」を、第五十七条第一項、第五十八条第一項及び第六十条から第六十一条の五までの各第一項中「通じて別に法律で定める員数の」を削る。

附則

- この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。
- 改正後の裁判所職員定員法第二条の規定による定員をこえる員数の職員は、昭和二十七年六月三十日までの間は、定員の外に置くことができる。
- この法律の施行に基く定員の改正により、昭和二十七年一月一日から同年六月三十日までの間において降任され、免職されその他不利益な処分を受ける者については、裁判所職員臨時措置法（昭和二十七年法律第二九八号）の規定による。

裁判所職員定員法等の一部を改正する法律（二九八）



和二十六年法律第二百九十九号）の規定にかかわらず、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百一十号）第八十九条から第九十二条までの規定は、準用しない。

### 裁判所職員臨時措置法

（昭和二十六年十二月六日  
法律第二百九十九号）

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の職階制、試験、任免、給与、能率、分限、懲戒、保障、服務及び恩給に関する事項については、他の法律に特別の定のあるものを除くほか、当分の間、左に掲げる法律の規定を準用する。この場合において、これらの法律の規定（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百一十号）第二十九条第五項及び第三十八条第四号の規定を除く。）中「人事院」とあるのは「最高裁判所」と、「人事院規則」とあるのは「最高裁判所規則」と読み替えるものとする。

- 一 国家公務員法（第一条から第二十六条まで、第二十八条、第五十五条、第六十三條第二項、第六十四條第二項、第六十七條、第七十二条第二項、第七十三條第二項、第九十五条及び第九十八條第四項の規定並びにこれらの規定に関する罰則を除く。）
- 二 国家公務員の職階制に関する法律（昭和二十五年法律第八十号）
- 三 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（第二条、第十条第三項及び第二十四條の規定を除く。）
- 四 国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）（第三条第二項の規定を除く。）

### 五 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）

#### 附 則

- 1 この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。
- 2 この法律は、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。但し、この法律の本則に掲げる法律の規定によつて生じた効力を妨げない。
- 3 この法律の施行前にこの法律の本則に掲げる法律の規定によつてした処分、手続その他の行為は、この法律の適用については、この法律の規定によつてしたものみなす。
- 4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、この法律の施行後も、なお従前の例による。
- 5 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。  
第一条第十八号中「第八号及び第十二号に掲げる秘書官」を「第八号に掲げる秘書官及び裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）に定める裁判官の秘書官」に改める。



国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律(三〇〇)

三五六

## 国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二十六年十二月六日)  
法律 第三百号

国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律(昭和二十五年法律第四百十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「昭和二十五年年度及び昭和二十六年年度における」を「国家公務員等に対する」に改め、同条第二項本文中「昭和二十七年」を「昭和二十八年」に改め、同項但書中「昭和二十五年年度及び昭和二十六年年度」を「昭和二十七年年度以前」に改め、同条第三項中「昭和二十七年年度」を「昭和二十八年年度」に改める。

第二條中「昭和二十五年年度及び昭和二十六年年度予算として成立した」を削る。

附則第五項中「第六項及び第七項」を「附則第六項及び第七項」に改め、同項第一号中「退職する者」の下に「(附則第九項第四号に該当する者を除く。)」を加え、同項第二号中「退職するもの」の下に「(附則第九項第二号又は第四号に該当する者を除く。)」を加える。

附則第七項中「第五項」を「附則第五項」に改める。

附則第八項中「第三項」を「附則第三項」に改める。

附則第九項を次のように改める。

9 左の各号の一に該当する者で閣議で定めるものに対する一般の退職手当の額については、第四条及び第五条の規定にかかわらず、附則第十項に規定するところによる。

一 行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第二百九十七号)の施行に基く定員又は定数の改廃に伴い退職する者であつて昭和二十六年十月五日から昭和二十七年六月三十日までの間において退職するもの

二 国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)第一条に規定する機関の職員並びに裁判所、会計検査院、人事院、法令による公団、日本専売公社、日本国有鉄道、商船管理委員会及び閉鎖機関整理委員会の職員のうち前号に規定する定員又は定数の改廃に準ずる事由が生じたことに伴い退職する者であつて、昭和二十六年十月五日から昭和二十七年六月三十日までの間において退職するもの

三 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百六号)第二条第六項に規定する国家地方警察の職員又は地方自治法附則第八条に規定する都道府県の職員(雇傭人を含む)であつて、これらの法律に基く政令に定める定員が昭和二十七年一月一日から同年三月三十一日までの間における改正により改廃されることに伴い昭和二十六年十月五日から昭和二十七年六月三十日までの間において退職するもの

四 前各号の一に該当する者を除く外、昭和二十六年年度予算実行上の要請に因り、昭和二十六年十月五日から昭和二十七年三月三十一日までの間において退職する者

国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律(三〇〇)

三五七



国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律(三〇〇)

三五八

10 前項に規定する者に対する一般の退職手当の額は、附則第六項中「前項」とあるのは「附則第九項」、附則第七項中「附則第五項」とあるのを「附則第九項」と読み替えて、これらの項の規定により計算した額に、左の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一 昭和二十六年十月五日から昭和二十七年三月三十一日までの間において退職する者 百分の百八十

二 昭和二十七年四月一日から同年六月三十日までの間において退職する者 百分の百四十

11 附則第九項第一号から第三号までの一に該当する者であつて、その所属していた機構又はその従事していた事務で昭和二十七年三月三十一日までに廃止される場合において、その残務整理に従事するためその他特別の事情により同年四月一日以後において退職するもの又はこれに準ずる者(附則第九項第一号から第三号までの一に規定する事由により同年四月一日以後において退職する者に限る。)で閣議で定めるものに対する一般の退職手当の額は、第四条、第五条及び附則第九項の規定にかかわらず、その者が同年三月三十一日において退職したものとみなして前項の規定により計算した額に、その者の退職の際において第三条の規定により計算した一般の退職手当の額からその者が同年三月三十一日において退職したものとみなして同条の規定により計算した一般の退職手当の額を差し引いた額を加算した額とする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前改正後の国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律(以下「改正後の法」という。)附則第九項の規定又は附則第三項の規定の適用を受ける者に対し改正前の国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定に基づき支給された一般の退職手当は、改正後の法附則第九項の規定又は附則第三項の規定に基づく一般の退職手当の内払とみなす。

3 改正前の法附則第五項第一号に掲げる者を除く外、事務の廃止に伴い昭和二十六年十月五日前に退職した総理府の職員で閣議で定めるものに対する一般の退職手当の額は、改正前の法第四条及び第五条の規定にかかわらず、その者を同法附則第五項に規定する同項第一号に該当する者で閣議で定めるものとみなして同法附則第六項及び第七項の規定により計算した額とする。

4 昭和二十六年十二月三十一日以前の退職者が受ける改正後の法附則第九項の規定に基づく一般の退職手当のうち昭和二十七年一月一日以後において支払を受けるものは、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)及び所得税法の臨時特例に関する法律(昭和二十六年法律第二百七十三号)の適用については、同年一月一日以後同年三月三十一日までの支給に係る退職所得とみなす。

国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律(三〇〇)

三五九



学校及び保育所の給食の用に供するミルク等の譲与並びにこれに伴う財政措置に関する法律(三〇一)

三六〇

## 学校及び保育所の給食の用に供するミルク等の譲与並びにこれに伴う財政措置に関する法律

(昭和二十六年十二月六日  
法律第三百一十号)

(ミルク等の譲与及び買入)

- 1 第一条 政府は、学校及び保育所の給食の用に供するため、食糧管理特別会計の負担において買入れた乾燥脱脂ミルク(以下「ミルク」という。)及び小麦を都道府県に譲与することができる。
- 2 前項の規定により譲与するミルク及び小麦の買入価額は、二十四億九千六百七十六万五千円をこえることができない。
- 3 政府は、必要があるときは、第一項に規定する小麦に代えて、食糧管理特別会計の負担においてその小麦に加工した小麦粉を同項の規定による譲与に充てることができる。
- 4 政府は、第一項の規定による譲与に充てるため、食糧管理特別会計の負担においてミルクを買入れることができるものとし、当該ミルクの買入に要する経費を、食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)第六条第一項の規定にかかわらず、同会計の歳出をもつて支出することができる。

(財源の繰入)

第二条 政府は、前条第一項の規定による譲与に充てるミルク及び小麦の買入財源に充てるため、昭和二十六年度において、一般会計から、同条第二項に規定する金額をこえない範囲内で必要な金額を食糧管理特別会計に繰り入れるものとする。

(ミルク等の引渡)

第三条 政府は、第一条第一項又は第三項の規定によりミルク、小麦及び小麦粉を譲与する場合においては、学校給食用ミルク及び小麦は都道府県教育委員会に、保育所給食用ミルクは都道府県知事に、それぞれ到着港本船側渡しにより、小麦粉は都道府県教育委員会に、農林大臣の指定する地(以下「指定地」という。)において引き渡すものとする。但し、小麦については必要があると認めるときは、指定地を引渡場所とすることができる。

2 政府は、前項の規定により小麦及び小麦粉を指定地において引き渡す場合においては、左に掲げる経費に相当する金額を、都道府県をして政府に納付させなければならない。

一 小麦については、到着港本船側渡しにより受領して指定地において引き渡す時までにおけるその輸送、保管、加工等に要する経費

二 小麦粉については、前号に規定する期間中におけるその輸送、保管、加工等に要する経費(その原料である小麦の輸送、保管等に要する経費を含む。)

3 前項の規定により都道府県が納付する納付金は、食糧管理特別会計の歳入とする。

(ミルク等の児童に対する譲与及び経費の負担)  
学校及び保育所の給食の用に供するミルク等の譲与並びにこれに伴う財政措置に関する法律(三〇一)

三六一



学校及び保育所の給食の用に供するミルク等の譲与並びにこれに伴う財政措置に関する法律（三〇一）

三六二

**第四条** 都道府県は、第一条第一項の規定により譲与を受けたミルクにあつては学校又は保育所の給食の用に供するため、同項又は同条第三項の規定により譲与を受けた小麦及び小麦粉にあつては学校の給食の用に供するため、これらのものを小学校の児童及び保育所の保育を受ける児童に譲与しなければならぬ。但し、都道府県教育委員会又は都道府県知事は、前項第一項の規定により到着港本船船側渡しにより引渡を受けたミルク及び小麦については、その引渡を受けた時以後におけるミルク及び小麦の輸送、保管、加工等に要した経費を、同項の規定により指定地において引渡を受けた小麦及び小麦粉については、その小麦及び小麦粉につき同条第二項の規定により政府に納付した金額並びにその引渡を受けた時以後におけるその小麦及び小麦粉の輸送、保管、加工に要した経費をそれぞれこれらのものの給食を受ける児童の負担とすることができる。

（ミルクの買入財源に要する経費の繰越）

**第五条** 政府は、学校及び保育所の給食のために食糧管理特別会計に対する繰入金として計上された一般会計の歳出予算の経費の金額のうち、第一条第四項の規定により締結したミルクの買入契約が昭和二十六年度内に履行されなかつたため、同年度において食糧管理特別会計に繰り入れられなかつたものがあるときは、当該金額を、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四十二条の規定にかかわらず、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 財政法第四十三条の規定は、前項の繰越について準用する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

## 商工組合中央金庫法の一部を改正する法律

（昭和二十六年十二月七日）  
法律第三百二二号

商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中、「貿易組合及貿易組合連合会」を削る。

第二条第一項中「東京市」を「東京都」に改める。

第三条第一項中「貿易組合連合会、信用金庫又ハ銀行」を「銀行又ハ信用金庫」に改め、同条第二項中「連合会」を削り、同条第三項中「又ハ貿易組合連合会」及び「又ハ所属連合会」を削り、「所属組合」を「其ノ構成員（構成員が事業協同組合タルトキハ其ノ組合員ヲ含ム以下同ジ）」に改め、同条第四項中「又ハ貿易組合連合会」を削る。

第五条第六号及び第十号中「又ハ所属連合会」を削る。

第七条第一項中「中小企業等協同組合、貿易組合又ハ貿易組合連合会」を「又は中小企業等協同組合」に改め、同条第二項中「又ハ一連合会」を削り、「千口」を「一万口」に改める。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条 削除

第二十三条中「第四百十号第五号」を「第四百十号第四号」に改める。

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（三〇二）

三六三



商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（三〇二）

三六四

第二十七条第一項但書中「及貿易組合」を削る。

第二十八条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第七号中「所属連合会」を「其ノ構成員」に改め、同項第四号中「所属連合会」を「其ノ構成員ノ為ニ債務ノ保証」に改め、同項第六号中「貿易組合、貿易組合連合会、公共団体其ノ他営利ヲ目的トセザル法人」を「其ノ構成員、公共団体其ノ他営利ヲ目的トセザル法人又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル銀行其ノ他ノ金融機関」に改め、同項第八号中「又ハ所属連合会」を削る。

第二十八条ノ三を次のように改める。

第二十八条ノ三 商工組合中央金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケテ、公共団体又ハ銀行其ノ他ノ金融機関ノ業務ノ一部ヲ代理スルコトヲ得

第二十九条第一項第三号中「、貿易組合、貿易組合連合会又ハ食糧営団」を削り、同項第四号を次のように改める。

四 主務大臣ノ認可ヲ受ケタル銀行其ノ他ノ金融機関ニ対シ短期貸付ヲ為スコト

第五十条第一項中「一年」を「三年」に、「千円」を「二十万円」に改める。

第五十一条中「百円以上千円以下」を「千円以上三万円以下」に改める。

第五十二条及び第五十三条中「十円以上五百円以下」を「千円以上一万円以下」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

## 租税特別措置法の一部を改正する法律

（昭和二十六年十二月八日）  
法律 第三百三十三号

租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「又は利息の配当若しくは証券投資信託の収益の分配に因る配当所得に対する同法第十七条又は第十八条」を「又は配当所得に対する同法第十七条、第十八条又は所得税法の臨時特例に関する法律第十九条第一項」に改め、同条第二項中「利息の配当」を「利益若しくは利息の配当、剰余金の分配」に改める。

第五条第一項中「又は退職所得」及び「又は第六号」を削り、同条第二項中「又は退職所得」を削る。

第五条の二第一項及び第五条の三第一項中「又は退職所得」及び「又は第六号」を削る。

第五条の四第二項中「退職所得については当該金額からその十分の一・五に相当する金額を控除した金額」を「昭和二十五年の同項に規定する期間中に支払を受ける退職所得については当該金額からその十分の一・五に相当する金額を控除した金額、昭和二十六年中に支払を受ける退職所得については当該金額からその十分の三に相当する金額を控除した金額」に改め、同条第三項中「これを準用する。」を「これを準用する。この場合において、同項中「給与所得」とあるのは「給与所得又は退職所得」と読み替えるものとする。」に改める。

第五条の五第一項中「所得税法第二十六条の四第一項の規定による青色申告書」を「青色申告書（所

租税特別措置法の一部を改正する法律（三〇三）

三六五



得税法第二十六条の三第一項に規定する青色申告書をいう。以下第五条の七において同じ。に改め。  
「本条中」を削り、同条第二項から第四項までを次のように改める。

前項の規定は、所得税法第二十一条、第二十二条、第二十六条、第二十六条の二又は第二十九条の規定による申告書に同項の規定により必要な経費に算入される金額についてのその算入に関する申告の記載がない場合には、これを適用しない。

第五条の六を第五条の九とし、第五条の七を第五条の十とし、第五条の八を第五条の十一とし、第五条の五の次に次の三条を加える。

**第五条の六** 青色申告書(法人税法第二十五条第一項に規定する青色申告書をいう。以下本条及び第五条の八において同じ。)を提出する法人が、昭和二十六年四月一日以後終了する事業年度開始の日以後、機械等とその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は機械等を製作して、これを事業の用に供した場合においては、その事業の用に供された日以後三年内の日を含む各事業年度について同法及び同法に基く命令の規定により計算される当該機械等の償却範囲額は、同日以後三年間を限り、これらの規定により計算される当該機械等の償却範囲額(これらの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を控除した金額)の百分の百五十に相当する金額(これらの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を加算した金額)とする。

前項の規定の適用については、法人税法及び同法に基く命令に定める償却不足額は、法人の各事

業年度開始の日前三年以内に開始した事業年度(当該各事業年度まで連続して青色申告書を提出している場合に係る事業年度に限る。)においてなした当該機械等の償却額が同項の規定により計算した償却範囲額(本項の償却不足額があるときは、当該償却不足額を加算しない前の金額)に達しない場合のその差額の合計額のうちその償却不足を生じた事業年度後当該事業年度直前の事業年度までの所得の計算上総益金から控除されなかつた金額とする。

第一項の規定は、法人税法第十八条から第二十一条までの規定による申告書に同項に規定する償却範囲額の計算に関する明細書の添付がない場合には、これを適用しない。

**第五条の七** 青色申告書を提出する個人が、各年において、所得税法第十条の三に規定するたな卸をなすべき資産(以下本条中たな卸資産という。)の価格の低落に因る損失に備えるため、その年十二月三十一日において当該個人の有価証券以外のたな卸資産に附した帳簿価額の合計額が同日における当該資産の価額の百分の九十に相当する金額の合計額をこえる場合のそのこえる金額に、同日において当該個人のたな卸資産たる証券取引法第二条第一項及び第二項に規定する有価証券(国債証券を除く。)に附した帳簿価額の合計額が同日における当該有価証券の価額(証券取引所に上場されているものについては、証券取引法第二百二十二条第二項の規定により公表されたその年十二月の毎日の最終価格の平均額)の百分の九十五(株式については、百分の九十)に相当する金額の合計額をこえる場合のそのこえる金額を加算した金額(以下本条中繰入限度額という。)以下の金額を価格変動準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額は、当該繰入をなした年の事業所得の計算上、こ



れを必要な経費に算入する。

前項の規定により事業所得の計算上必要な経費に算入された価格変動準備金勘定の金額は、その翌年の事業所得の計算上、これを総収入金額に算入する。

第一項の規定は、所得税法第二十六条又は第二十六条の二の規定による申告書に同項の規定により必要な経費に算入される金額を必要な経費に算入することの記載があり、且つ、当該申告書に価格変動準備金勘定の記載がある貸借対照表及びその年分の繰入限度額の計算に関する明細書の添付がある場合限り、これを適用する。

**第五条の八** 青色申告書を提出する法人が、各事業年度（解散又は合併に因り消滅した法人の解散又は合併の日を含む事業年度を除く。）において、法人税法第九条の七に規定するたな卸をなすべき資産（有価証券を除く。以下本条中たな卸資産という。）又は証券取引法第二条第一項及び第二項に規定する有価証券（国債証券を除く。以下本条中有価証券という。）の価格の低落に因る損失に備えるため、当該事業年度終了の日において当該法人のたな卸資産に附した帳簿価額の合計額が同日における当該たな卸資産の価額の百分の九十に相当する金額の合計額をこえる場合のそのこえる金額に、同日において当該法人の有価証券に附した帳簿価額の合計額が同日における当該有価証券の価額（証券取引所に上場されているものについては、証券取引法第二百二十二条第二項の規定により公表された同日前一月間の毎日の最終価格の平均額）の百分の九十五（株式については、百分の九十）に相当する金額の合計額をこえる場合のそのこえる金額を加算した金額（以下本条中繰入限度額と

いう。）以下の金額を価格変動準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額は、当該繰入をなした事業年度の法人税法による所得の計算上、これを損金に算入する。

前項の規定により法人税法による所得の計算上損金に算入された価格変動準備金勘定の金額は、その翌事業年度の同法による所得の計算上、これを益金に算入する。

第一項の規定は、法人税法第十八条から第二十一条までの申告書に、価格変動準備金勘定に繰り入れた金額の損金算入に関する申告の記載があり、且つ、当該申告書にその事業年度の繰入限度額の計算に関する明細書の添付がある場合限り、これを適用する。

第九条に次の一項を加える。

森林法により森林の立木の伐採制限を受けた者に対して農林漁業資金融通法第二条第二号の二の規定により資金の貸付をなす場合における抵当権の取得の登記については、命令の定めるところにより当該資金の貸付に係る旨を証明されたものに限り、その登記の登録税の額は、登録税法にかかわらず債権金額の千分の一とする。

第十四条第一項中「収用された」を「収用され補償金を取得する」に改め、「土地等の収用に因り交付を受けるべき」を削り、同条第二項中「前項」を「第一項及び前項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

前項の規定は、基準日において個人の有する土地又は土地の上に存する権利につき特別都市計画法若しくは都市計画法により土地区画整理が施行された場合又は土地改良法により土地改良事業が



施行された場合において、当該土地又は土地の上に存する権利に係る換地処分又は交換に因り清算金を取得するときについて、これを準用する。この場合において、同項中「当該補償金の額(当該収用を受けた資産が所得税法第十条の六に規定する資産である場合には、資産再評価法第四十二条第四項本文に規定する減価の価額を加算した金額)」とあるのは「当該清算金の額」と読み替えるものとする。

前二項の場合において、収用、換地処分又は交換に因り補償金又は清算金とともに土地又は土地の上に存する権利を取得するときは、命令の定めるところにより、当該収用、換地処分又は交換に係る従前の土地又は土地の上に存する権利のうち当該補償金の額又は清算金の額に対応する部分についてのみ収用、換地処分又は交換があつたものとみなしてこれらの規定を適用する。

第十五条第一項中「収用された」を「収用され補償金を取得する」に改め、同条第三項中「第二項」を「第四項」に、「前項第一号」を「第二項第一号及び前項」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

前二項の規定は、基準日において法人の有する土地又は土地の上に存する権利について前条第二項に規定する事由に因り清算金を取得する場合について、これを準用する。この場合において、第一項中「収用の日」とあるのは「換地処分又は交換があつた日」と、第二項第一号中「当該土地等の収用に因り交付を受けるべき補償金の額」とあるのは「当該換地処分又は交換に因り取得する清算金の額」と読み替えるものとする。

第一項及び前項の場合において、収用、換地処分又は交換に因り補償金又は清算金とともに土地

又は土地の上に存する権利を取得するときは、命令の定めるところにより、当該収用、換地処分又は交換に係る従前の土地又は土地の上に存する権利のうち当該補償金の額又は清算金の額に対応する部分についてのみ収用、換地処分又は交換があつたものとみなしてこれらの規定を適用する。

同条の次に次の三条を加える。

第十六条 個人の有する土地又は土地の上に存する権利につき土地収用法等により土地等の収用があつた場合又は特別都市計画法若しくは都市計画法により土地区画整理が施行され、若しくは土地改良法により土地改良事業が施行されたことに因り当該土地若しくは土地の上に存する権利について換地処分若しくは交換があつた場合において、当該土地又は土地の上に存する権利に換えて土地又は土地の上に存する権利を取得するとき(補償金又は清算金とともに土地又は土地の上に存する権利を取得するときを含む)は、所得税法第九条第一項又は資産再評価法第九条第一項の規定の適用については、第十四条第一項又は第二項の規定の適用を受けるものを除き、当該土地又は土地の上に存する権利については、譲渡がなかつたものとみなす。

前項の規定の適用を受けた土地又は土地の上に存する権利に係る収用、換地処分又は交換に因り取得した土地又は土地の上に存する権利につき当該収用、換地処分又は交換の時後譲渡、相続、遺贈又は贈与があつた場合において当該譲渡、相続、遺贈又は贈与に因り所得税法第九条第一項の規定により所得を計算するとき、又は資産再評価法第九条第一項の規定により再評価を行うときは、当該収用、換地処分又は交換に係る従前の土地又は土地の上に存する権利、その取得価額及び取得



の時期を、それぞれ当該収用、換地処分又は交換に因り取得した土地又は土地の上に存する権利、その取得価額及び取得の時期とみなす。

**第十七条** 所得税法第五条の二第一項並びに資産再評価法第八条第二項及び第九条第一項の規定は、  
国又は地方公共団体に対する贈与若しくは遺贈については、これを適用しない。

**第十八条** 所得税法の臨時特例に関する法律第十九条第一項及び第二項の規定は、信託会社(信託業務を兼営する銀行を含む。以下同じ。)がその引き受けた証券投資信託の信託財産に属する株式又は出資について支払を受ける利益の配当又は剰余金の分配に因る所得については、これを適用しない。  
前項の規定は、信託会社が、当該株式又は出資がその引き受けた証券投資信託の信託財産に属する旨を示して、その利益の配当又は剰余金の分配の支払をなす者の備え付ける帳簿にその名称及び主たる事務所の所在地その他命令で定める事項の記載を受けた場合において、その記載を受けている期間内に当該株式又は出資について支払を受けるべき利益の配当又は剰余金の分配に因る所得についてののみ、これを適用する。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の租税特別措置法(以下「法」という。)第五条の四第二項の規定は、この法律施行後支払を受ける退職所得につき適用する。
- 3 第五条の六の規定は、法人の昭和二十六年四月一日以後終了する事業年度分の法人税から適用

する。

4 第五条の七の規定は、昭和二十七年分の所得税から適用する。但し、昭和二十七年分の所得の計算につき同条第一項の規定を適用する場合には、同項中「百分の九十」とあるのは「百分の九十五」と、「百分の九十五」とあるのは「百分の九十七・五」と読み替えるものとする。

5 第五条の八の規定は、法人の法人税法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第二百七十四号)により改正された法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)第十七条第一項第一号の規定の適用を受ける事業年度分の法人税から適用する。但し、同号の規定がその日以後終了する事業年度分の法人税から適用されるときとされたその日以後六月の期間内に終了する事業年度につき第五条の八第一項の規定を適用する場合には、同項中「百分の九十」とあるのは「百分の九十七・五」と、「百分の九十五」とあるのは「百分の九十八・五」と読み替え、その日以後六月を経過した日以後六月の期間内に終了する事業年度につき同項の規定を適用する場合には、同項中「百分の九十」とあるのは「百分の九十五」と、「百分の九十五」とあるのは「百分の九十七・五」と読み替え、その日以後一年を経過した日以後六月の期間内に終了する事業年度につき同項の規定を適用する場合には、同項中「百分の九十」とあるのは「百分の九十二・五」と、「百分の九十五」とあるのは「百分の九十六」と読み替えるものとする。

6 第十四条第二項及び第三項、第十五条第三項及び第四項並びに第十六条の規定は昭和二十六年一月一日以後収用、換地処分又は交換があつた場合、法第十七条の規定は同日以後遺贈又は贈与が



あつた場合について適用する。

7 法人が昭和二十六年一月一日からこの法律施行前に終了した事業年度の終了の日までの間に於いて特別都市計画法、都市計画法又は土地改良法の規定により換地処分又は交換があつた土地又は土地の上に存する権利について法第十五条第三項の規定により再評価を行つた場合においては、当該法人が資産再評価法第四十五条の二第一項の規定により提出すべき申告書の提出期限は、法第十五条第三項において準用する同条第二項第四号の規定にかかわらず、この法律施行の日から二月以内とする。

8 当分の間、法第十四条第二項及び第十六条第一項中「土地改良法により土地改良事業」とあるのは「土地改良法により土地改良事業が施行され、若しくは土地改良法施行法第二条第一項の規定に基きなお効力を有する旧耕地整理法により耕地整理」と、前項中「土地改良法」とあるのは「土地改良法若しくは土地改良法施行法第二条第一項の規定に基きなお効力を有する旧耕地整理法」と読み替へるものとする。

9 法人税法の一部を次のように改正する。  
第十九条第二項中「その被合併法人の確定法人税額に六(当該合併法人の当該事業年度開始の日から六箇月の期間内に合併がなされたときは、当該期間のうちその合併後の期間の月数)を乗じて被合併法人の確定法人税額の計算の基礎となつた事業年度の月数で除して計算した金額」を「左に掲げる金額」に改め、同項に第一号及び第二号として次のように加える。

- 一 当該合併法人の前事業年度中に合併がなされた場合においては、前事業年度の月数に対する前事業年度開始の日からその合併の日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税額に乗じて当該確定法人税額の計算の基礎となつた事業年度の月数で除して計算した金額
- 二 当該合併法人の当該事業年度開始の日から六箇月の期間内に合併がなされた場合においては、当該期間のうちその合併後の期間の月数を被合併法人の確定法人税額に乗じて当該確定法人税額の計算の基礎となつた事業年度の月数で除して計算した金額

保険業法の一部を改正する法律 (昭和二十六年十二月十日 法律第三百四号)

保険業法(昭和十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条ノ二第二項中「私的独占ノ禁止及公正取引ノ確保ニ関スル法律」を「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に改め、第一章同条の次に次の五条を加える。

第十二条ノ三 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及事業者団体法ノ規定ハ左ノ各号ニ掲グル行為ニ付テハ之ヲ適用セズ但シ不正ナル競争方法ヲ用フルトキ、相互ニ事業活動ヲ不当ニ拘束スルコトニヨリ一定ノ取引分野ニ於ケル競争ヲ実質的ニ制限スルコトトナルトキ又ハ一定ノ取引分野ニ於ケル競争ヲ実質的ニ制限スルコトニヨリ保険契約者若ハ被保険者ノ利益ヲ不当ニ害スルコトトナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 海上保険事業(船舶又ハ海上運送(之ニ附随スル船積前又ハ陸揚後一定期間内ニ於ケル陸上運送)ノ一部を改正する法律(三〇四)



送ヲ含ム)中ノ貨物ヲ保険ノ目的トスル損害保険事業ヲ云ヒ当該陸上運送中ノ貨物ノミヲ保険ノ目的トスル損害保険事業ヲ除ク以下同ジ)ニ属スル取引ニ付損害保険会社ガ他ノ損害保険会社(外国保険事業者に關する法律第二條第一項ニ規定スル外国損害保険事業者ヲ含ム)ト行フ協定、契約其ノ他ノ共同行為(船舶ヲ保険ノ目的トスル損害保険事業ニ在リテハ保険料率ニ係ルモノヲ除ク)

二 海上保険事業以外ノ損害保険事業ニ属スル保険又ハ再保険ニシテ損害保険会社ガ他ノ損害保険会社(外国保険事業者に關する法律第二條第一項ニ規定スル外国損害保険事業者ヲ含ム)ト共同シテ行フモノニ付左ニ掲グル行為ニ關シ損害保険会社ガ他ノ損害保険会社(外国保険事業者に關する法律第二條第一項ニ規定スル外国損害保険事業者ヲ含ム)ト行フ協定、契約其ノ他ノ共同行為

- イ 保険又ハ再保険ノ取引ニ關スル数量ノ決定又ハ制限
- ロ 保険約款ノ内容ノ決定(保険料率ニ係ルモノヲ除ク)
- ハ 再保険ニ關スル相手方又ハ手数料ノ決定又ハ制限

**第十二條ノ四** 損害保険会社、保険契約者、被保険者其ノ他ノ利害關係人(以下利害關係人ト云フ)ハ前條各号ノ共同行為ガ前條但書ノ規定ニ該當シ自己ノ利益ヲ不当ニ害スルモノト認ムルトキハソノ理由ヲ記載シタル書面ヲ以テ主務大臣ニ對シ公開ニヨル聴聞ノ請求ヲ為スコトヲ得  
前項ノ書面ニハ参考トナルベキ資料ヲ添附スベシ

主務大臣第一項ノ請求ヲ受ケタルトキハ利害關係人及当該請求ニ係ル共同行為ヲ為シタル損害保険会社又ハ此等ノ者ノ代理人ノ出頭ヲ求メ当該請求ニ係ル公開ニヨル聴聞ヲ行フベシ

前項ノ聴聞ニ出頭ヲ求メラレタル利害關係人出頭ノ期日ニ正當ノ理由ナクシテ出頭セザルトキハ第一項ノ規定ニ依ル当該聴聞ノ請求ヲ取下ゲタルモノト看做ス

主務大臣第三項ノ聴聞ヲ行ヒタル場合ニ於テ当該聴聞ノ請求ニ付理由アリト認ムルトキハ当該聴聞ノ請求ニ係ル共同行為ノ全部又ハ一部ノ取消又ハ変更ヲ命ズルコトヲ得

第十二條第三項及第四項ノ規定ハ第三項ノ聴聞ノ場合ニ之ヲ準用ス但シ第十二條第三項中第一項ノ規定ニヨル処分トアルハ之ヲ第十二條ノ四第三項ノ聴聞トシ当該保険会社トアルハ之ヲ当該利害關係人及当該聴聞ノ請求ニ係ル共同行為ヲ為シタル損害保険会社トシ第十二條第四項中当該保険会社又ハ其ノ代理人トアルハ之ヲ当該利害關係人若ハ当該聴聞ノ請求ニ係ル共同行為ヲ為シタル損害保険会社又ハ此等ノ者ノ代理人トス

**第十二條ノ五** 主務大臣第十二條ノ三各号ノ共同行為ガ同條但書ノ規定ニ該當スルト認ムルトキ其ノ他当該共同行為ガ公益ニ反シ又ハ保険事業ノ健全ナル発達ヲ害スルモノト認ムルトキハ公開ニヨル聴聞ヲ行ヒタル後当該聴聞ニ係ル共同行為ヲ為シタル損害保険会社ニ對シ当該共同行為ノ全部又ハ一部ノ取消又ハ変更ヲ命ズルコトヲ得

第十二條第三項及第四項ノ規定ハ前項ノ聴聞ノ場合ニ之ヲ準用ス

**第十二條ノ六** 損害保険会社ハ第十二條ノ三各号ノ共同行為ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ主



損害保険料率算出団体に関する法律の一部を改正する法律  
(三〇五)

三七八

務大臣ニ届出ヅルコトヲ要ス届出タル共同行為ヲ変更シタル場合亦同シ

主務大臣ハ前項ノ命令ヲ制定セントスルトキハ予メ公正取引委員会ト協議スルモノトス

**第十二条ノ七** 第十二条ノ四第五項又ハ第十二条ノ五第一項ノ規定ニ基ク主務大臣ノ処分ハ第十二条ノ三各号ノ共同行為ガ同条但書ノ規定ニ該当スルカ否カニ付テノ公正取引委員会ノ認定ヲ拘束シ又ハ当該認定ニ基ク私的独占ノ禁止及び公正取引ノ確保に関する法律ニ依ル公正取引委員会ノ権限ノ行使ヲ妨グルモノト解スベカラザルモノトス

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 外国保険事業者に関する法律（昭和二十四年法律第百八十四号）の一部を次のように改正する。  
第十九条中「第十二条ノ二（保険会社の株式保有）」を「第十二条ノ二から第十二条ノ七まで（保険会社の株式保有並びに私的独占禁止法及び事業者団体法の適用除外）」に改める。

損害保険料率算出団体に関する法律の一部を改正する

法律

（昭和二十六年十二月十日）  
法律第百五号

損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

6 保険料率には、標準となるべき第一項に規定する割合を中心とし、当該割合に対しそれぞれ百分の十以内の引上げ及び引下げを認める範囲料率を含むものとする。

第八条中「利害関係人は」を「会社、保険契約者、被保険者その他の利害関係人（以下「利害関係人」という。）は」に改める。

第九条中「あつてはならず、且つ、会員を拘束するものであつてはならない。」を「あつてはならざらざる。」に改める。

第十条を次のように改める。

（保険料率の認可申請）

**第十条** 料率団体は、保険料率を算出したときは、その保険料率について、大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。その認可を受けた保険料率を変更しようとするときも、同様とする。

2 料率団体は、保険料率について前項の認可を受けようとするときは、認可申請書に当該保険料率について左に掲げる事項を記載した書類を添附して、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

一 予定損害率に関する事項

二 予定事業費率に関する事項

三 保険料率の計算方法に関する事項

四 その他保険料率算出の基礎となつた事項

3 料率団体は、前項の規定により認可申請書を提出したときは、遅滞なく、その認可申請書に係る損害保険料率算出団体に関する法律の一部を改正する法律

(三〇五)

三七九



保険料率及びその認可申請書を大蔵大臣が受理した日を会員（当該保険料率の利用を加入の目的としない会員を除く。以下同じ。）に通知しなければならない。

（利害関係人の審査請求）

- 第十条の二** 会員は、その所属する料率団体が前条第二項の規定により認可を申請した保険料率について不服がある場合には、その認可申請に係る認可申請書を大蔵大臣が受理した日後二週間内に大蔵大臣にその不服を申し立て、当該保険料率について審査を請求することができる。
- 2 会員以外の利害関係人は、前条第二項の規定による認可の申請のあつた保険料率について不服がある場合には、その認可申請に係る認可申請書を大蔵大臣が受理した日後二週間内に大蔵大臣にその不服を申し立て、当該保険料率について審査を請求することができる。
- 3 前二項の審査請求は、その不服の理由を記載した書面をもつてしなければならない。
- 4 大蔵大臣は、災害その他特別の事情があるときは、第一項又は第二項の期間を延長することができる。

（大蔵大臣の審査）

**第十条の三** 大蔵大臣は、保険料率について前条第一項の審査請求があつたときは、その申請者及びその者の属する料率団体の理事で、当該保険料率の算出について同意したすべてのもの又はこれらの者の代理人の出頭を求め、事情を聴取して審査しなければならない。

- 2 前項の場合において、同項の請求者又はその代理人が、正当の理由がないのに出頭を求められたとき。
- 日に出頭しなかつたときは、その請求者は、前条第一項の審査請求を放棄したものとみなし、前項の保険料率の算出について同意した理事又はこれらの者の代理人のすべてが正当の理由がないのに出頭を求められた日に、出頭しなかつたときは、第十条第二項の規定による認可申請を取り下げたものとみなす。

- 3 大蔵大臣は、前条第二項の審査請求があつたときは、公開による聴聞を行い、事情を聴取して審査しなければならない。但し、当該審査請求に係る保険料率を緊急に認可する必要があると認められる場合、当該保険料率を認可することに伴う影響が問題とする程度に至らないと認められる場合、その他の政令で定める場合においては、公開による聴聞を行わないで、審査することができる。
- 4 大蔵大臣は、前項の聴聞を行い審査するときは、当該聴聞の期日の二週間前までにその聴聞を行うおらとする理由並びに聴聞の期日及び場所を当該審査の申請者及び当該審査の請求に係る保険料率を算出した料率団体に通知し、且つ、当該聴聞に係る事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を公告しなければならない。
- 5 前項に規定する者を除く外、第三項の聴聞に参加して意見を述べようとする者は、当該聴聞に関して利害関係を有する理由を記載した文書をもつて、大蔵大臣に申し出なければならない。
- 6 第三項の聴聞においては、利害関係人に対して、当該聴聞に係る事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 7 大蔵大臣は、第三項の聴聞に係る事案について必要な調査をするため、利害関係人の申立により損害保険料率算出団体に関する法律の一部を改正する法律



又は職権で、利害関係人若しくは参考人に出頭を命じて審問し、若しくはこれらの者の意見若しくは報告を徴し、又は鑑定人の出頭を命じて鑑定させることができる。

(保険料率の認可)

**第十条の四** 大蔵大臣は、第十条の二第一項及び第二項の審査請求がなかつた場合において、当該申請書に係る保険料率が第九条に規定する要件に適合すると認めるときは、遅滞なく、これを認可しなければならない。前条第一項及び第三項の審査の結果、当該審査請求に係る料率団体の算出した保険料率が第九条に規定する要件に適合すると認めるときも、同様とする。

2 料率団体が、保険料率について、前項の規定により認可を受けたときは、その料率団体に属する会員について当該保険料率に対する保険業法第十条第一項の認可があつたものとみなす。

3 大蔵大臣は、第一項の認可をしたときは、これを告示する。

(保険料率の不認可の通知及び再検討の命令)

**第十条の五** 大蔵大臣は、前条第一項の場合において、当該申請書に係る保険料率が第九条に規定する要件に適合しないと認めるときは、遅滞なく、理由を記載した書面をもつて、認可しない旨を申請者に通知しなければならない。

2 大蔵大臣は、第十条の三第一項又は第三項の審査の結果、当該審査の請求者の不服に正当の理由があると認めるときは、その審査に係る保険料率を算出した料率団体に対し、当該審査の申請に係る保険料率の算出について再検討すべきことを命じなければならない。

(認可した保険料率の変更命令)

**第十条の六** 大蔵大臣は、第十条の四第一項の規定により認可した保険料率が、その算出の基礎となつた条件の当該認可後の変更により第九条に規定する要件に適合しないこととなつたものと認めるときは、当該保険料率を算出した料率団体に対し理由を記載した書面をもつて当該保険料率について変更をなすべきことを命じなければならない。この場合において当該料率団体は、第十条第一項後段の規定により当該保険料率の変更の認可申請をしなければならない。

(保険料率遵守義務)

**第十条の七** 会員は、その所属する料率団体が第十条の四第一項の規定により大蔵大臣の認可を受けた保険料率を守らなければならない。

(特別保険料率)

**第十条の八** 会員は、その会員の行う保険事業の事業費率その他保険料率の算出の基礎となる条件に特別の事情があるときは、前条の規定にかかわらず、保険料率の算出の基礎を同じくする保険の目的について、その所属する料率団体が第十条の四第一項の規定により大蔵大臣の認可を受けた保険料率に対し、一定割合の引上げ又は引下げを行つた特別保険料率を使用することができる。

2 会員は、前項の特別保険料率を使用しようとするときは、当該特別保険料率について大蔵大臣の認可を受けなければならない。

3 第一項の保険の目的の範囲に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

損害保険料率算出団体に関する法律の一部を改正する法律  
(三〇五)



(特別保険料率の認可申請、審査の請求及び審査)

**第十条の九** 会員は、前条の特別保険料率について認可を受けようとするときは、申請の理由を記載した認可申請書に当該特別保険料率について第十条第二項第一号から第三号までに掲げる事項を記載した書類及び当該特別保険料率の算出の基礎となつた資料を添附して、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

2 会員は、前項の規定により認可申請書を提出したときは、遅滞なく、当該認可申請に係る特別保険料率及び当該認可申請書を大蔵大臣が受理した日をその所屬する料率団体に通知し、且つ、これらの事項を公告しなければならない。

3 第十条の二第二項から第四項までの規定は、第一項の規定により認可申請した保険料率についての審査の請求に、第十条の三第三項から第七項までの規定は、当該審査の請求があつた場合にこれを準用する。この場合において、第十条の二第二項中「会員以外の利害関係人」とあるのは、「利害関係人」と読み替えるものとする。

(特別保険料率の認可)

**第十条の十** 大蔵大臣は、前条第一項の規定による認可申請書を受理した日後二週間内に同条第三項において準用する第十条の二第二項の審査の請求がなかつた場合において、前条第一項の規定による認可の申請について正当の理由があると認めるときは、遅滞なく、一年内の期間を付して当該申請に係る特別保険料率を認可しなければならない。前条第三項において準用する第十条の三第三項

の審査の結果、当該審査の請求に係る特別保険料率の認可の申請について正当の理由があると認めるときも、同様とする。

2 会員が、前項の特別保険料率の認可を受けたときは、当該特別保険料率について保険業法第十条第一項の認可があつたものとみなす。

3 大蔵大臣は、前条第一項の特別保険料率の認可の申請について正当の理由がないと認めるときは、遅滞なく、理由を記載した書面をもつて、当該特別保険料率を認可しない旨を申請者に通知しなければならない。

4 第十条の四第三項の規定は、第一項の認可にこれを準用する。

(利害関係人の再審査請求及び再審査)

**第十条の十一** 利害関係人は、第十条の四第一項又は前条第一項の規定により認可を受けた保険料率について不服がある場合には、当該認可に係る第十条の四第三項(前条第四項において準用する場合を含む。)の規定による告示があつた日後二週間内に大蔵大臣に不服を申し立て、当該保険料率について再審査を請求することができる。

2 第十条の二第三項及び第四項の規定は、前項の再審査の請求に、第十条の三第三項(但書を除く)から第七項までの規定は、当該再審査の請求があつた場合にこれを準用する。この場合において、第十条の二第四項中「第一項又は第二項」とあるのは、「第十条の十一第一項」と読み替えるものとする。



(三〇五)

(再審査に伴う大蔵大臣の処分)

**第十条の十二** 大蔵大臣は、保険料率について前条第一項の再審査の請求があつた場合において、同条第二項において準用する第十条の三第三項の審査の結果、当該再審査の請求に正当の理由があると認めるときは、当該保険料率の認可を受けた料率団体又は会員に対し当該保険料率を変更すべきことを命じなければならない。

2 料率団体が前項の大蔵大臣の命令に基き保険料率を変更したときは、その料率団体に属する会員についてその変更後の保険料率に対する保険業法第十条第一項の認可があつたものとみなし、会員が前項の大蔵大臣の命令に基き保険料率を変更したときは、その会員についてその変更後の保険料率に対する保険業法第十条第一項の認可があつたものとみなす。

3 大蔵大臣は、前条第一項の再審査の請求があつた場合において、同条第二項において準用する第十条の三第三項の審査の結果、当該再審査の請求に正当の理由がないと認めるときは、当該請求の棄却の決定をなし、理由を記載した書面をもつて当該審査の請求者に対して通知しなければならない。

(訴の提起)

**第十条の十三** この法律の規定に基き大蔵大臣の処分に対し不服がある者は、その処分に関し大蔵大臣の行つた事実の認定及び法律の適用につき、行政事件訴訟特例法(昭和二十三年法律第八十一号)の定めるところにより、裁判所に訴を提起することができる。

第十二条中「定款」を「命令」に改める。

第十四条第一項中「他の法令」を「この法律」に改め、「大蔵大臣の発する命令」の下に「若しくは他の法令」を加える。

第二十六条第二号を削り、同条第一号を同条第三号とし、同条第一号及び第二号として次の二号を加える。

- 一 第十条の五第二項、第十条の十二第一項又は第十四条の規定による命令に違反した者
- 二 第十条の六の規定に違反して認可申請をしなかつた者
- 三 第二十八条中「損害保険料率算出団体」を「料率団体」に改め、同条第四号を同条第五号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同条第三号の次に次の一号を加える。
- 四 第十条第三項の規定に違反したとき。

本則中第二十八条の次に次の一条を加える

**第二十八条の二** 第十条の九第二項の規定による通知若しくは公告をなすことを怠り、又は不正の通知若しくは公告をなした会員は、これを五千円以下の過料に処する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

## 恩給法の一部を改正する法律

(昭和二十六年十二月十五日)  
法律第三百六号

恩給法の一部を改正する法律(三〇六)